

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.44】

補 助 金 名 称	社会福祉事業振興補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	S55		終期	—
予 算 事 業 名	社会福祉施設等支援補助金					(事業コード)		031103		
所 管 部 署	福祉保険 部		福祉保険 課		福祉保険 係		電話番号		内線5117	
交付先(団体、個人等)	社会福祉事業及びそれに準ずる事業を行う者									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		社会福祉事業及びそれに準ずる事業を行う者							
	(意図) どういう状態にしたい		社会福祉施設等における施設や備品の整備等に係る経費に対する補助を行うことで、利用者の処遇向上を図る。							
対象事業等の内容	社会福祉法で定める社会福祉事業及びそれに準ずる事業を実施している団体に対して、設備や備品の整備等に係る経費に対して補助し、利用者の処遇向上を図る。 (補助対象経費)施設及び設備の設置、改修、修繕～10万円以上100万円以下 備品の購入、修繕～5万円以上50万円以下									
積算方法	事業費の実支出額の2分の1を上限とし、予算の範囲内で補助する。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助金交付により施設整備等を行った団体等の数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	10	12	8	9	11					
成果指標と過去5年間の実績	① 市民アンケート「適切な福祉サービスの提供についての満足度」					②				
	単位:%					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	—	20.7	—	18.5	—					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		3,731	3,654	3,439	3,986	4,000
		自己負担		3,731	3,654	3,439	3,986	4,000
		その他						
	収入合計		7,462	7,308	6,878	7,972	8,000	
	市補助率(%)		50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
	支出合計		7,462	7,308	6,878	7,972	8,000	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源							
	特定財源		3,731	3,654	3,439	3,986	4,000	
	人件費	正職員	人工金額	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
				75	77	78	78	81
		臨時・嘱託						
	その他事務費							
	合計		3,806	3,731	3,517	4,064	4,081	
受益対象者数			—	—	—	—	—	
補助金単位コスト(単位:円)								
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
		・支出証拠書類の提出を義務づけており、会計処理は適切である。 ・補助の決定については、選定委員会を開催し事業内容の妥当性を吟味している。 ・繰越金は発生しない事業である。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
	(3)補助率の参考基準	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◆ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	
◆ 終期末設定で、補助継続4年以上		■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
		□ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
(6)支出を証する 書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する	
	◇ 額の確定時、実地調査等(現金進帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)	
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する	
	◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する) 社会福祉施設等の安全性、利便性に資する補助であり、公益性は高い。		(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する) ・他の補助金の対象とならないような小規模な施設整備経費として、財政基盤が脆弱な団体にとっては依存度が高い。 ・ふるさと納税等を積み立てた社会福祉事業基金を財源としており、寄附者の意向を反映する必要がある。		(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する) 高齢化、共働き世帯の増加などが進む中、高齢者施設、子育て支援施設等の充実につなげることは時代のニーズを捉えており、効果は高い。		(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(2)～当事業の受益者は施設利用者であり、施設利用に係る利用者負担は各種法令に定められているため、補助事業における受益者負担は発生しない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	社会福祉事業振興補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	現行どおり
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.45】

補 助 金 名 称	民間社会福祉施設整備資金利子補給金									
補 助 金 の 性 格	個人等への利子補給補助					始期	H12		終期	R7
予 算 事 業 名	社会福祉施設等支援補助金					(事業コード)		031103		
所 管 部 署	福祉保険 部		福祉保険 課		福祉保険 係		電話番号		内線5111	
交付先(団体、個人等)	社会福祉法人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		民間社会福祉施設の整備を行った社会福祉法人							
	(意図) どういう状態にしたい		民間社会福祉事業の振興及び運営の健全化を図る。							
対象事業等の内容	社会福祉法人が社会福祉施設の整備を行うために、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた福祉貸付資金の支払利子の一部を助成する。									
積算方法	補助対象経費から次の開設者負担率を減じた利率(1.5%を上限)に相当する利子支払額。 開設者負担率:福祉医療機構との契約がH8.3.31以前の場合は3.65%、H8.4.1からH10.3.31までの場合は3.00%、H10.4.1からH19.3.31までの場合は1.50%									
事業量指標と過去5年間の実績	① 利子補給活用により施設整備を行った法人数 単位:法人					② 単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	11	9	6	6	6					
成果指標と過去5年間の実績	① 市民アンケート「福祉施設の整備状況がよいと感じている人の割合」 単位:%					② 単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	—	22.6	—	19.2	—					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		447	319	228	137	53
		自己負担		3,722	2,606	1,817	1,028	335
		その他						
	収入合計		4,169	2,925	2,045	1,165	388	
	市補助率(%)		10.7%	10.9%	11.1%	11.8%	13.7%	
	支出合計		4,169	2,925	2,045	1,165	388	
	うち食糧費、交際費							
次年度繰越		0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源		447	319	228	137	53	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
				75	77	78	78	81
		臨時・嘱託						
	その他事務費							
	合計		522	396	306	215	134	
受益対象者数		9	6	6	6	2		
補助金単位コスト(単位:円)		58,000	66,000	51,000	35,833	67,000		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
		会計処理等		◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
		・交付先が社会福祉法人等であるため、監査が適切に行われている。						
		・剰余金は発生しない。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
			□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
			■ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する
		◇ 額の見直し時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	社会福祉施設の整備を図るための補助であり、一定程度の公益性はある。		□ 公益性が高い
			■ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	社会福祉法人の会計基準(繰越金、積立金の制限)が厳しく、借入利息が高かった頃に、社会福祉施設の整備促進のために設置した利子補給補助であり、社会福祉法人の負担軽減につながっている。		□ 必要性が高い
			■ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	社会福祉法人の負担軽減につながっているが、年数経過とともに補助額も減っているため、効果は低くなっている。		□ 効果が高い
			■ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(3)、1(4)～社会福祉法人の会計基準(繰越金、積立金の制限)が厳しく、借入利息が高かった頃に設置した補助事業であり、現行の補助率参考基準に適合していない。なお、平成18年度以降の新規申請は受け付けておらず、令和7年度に補助を終了する予定である。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	民間社会福祉施設整備資金利子補給金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	終了	新規申請を受け付けておらず、令和7年度に補助終了予定
外部評価	—	—
2次評価	終了	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.46】

補 助 金 名 称	旭川市民生児童委員協議会活動推進補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への運営費補助						始期	S22	終期	—
予 算 事 業 名	社会福祉行政費						(事業コード)		031105	
所 管 部 署	福祉保険 部		福祉保険 課		地域福祉 係		電話番号		内線 5115	
交付先(団体、個人等)	旭川市西第1地区民生児童委員協議会 外33地区									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川市内の地区民生児童委員協議会(全34地区)							
	(意図) どういう状態にしたい		社会福祉の第一線で活躍する民生委員・児童委員の資質向上のための各種研修の実施など、連絡調整機関としての地区民生児童委員協議会の活動を充実させる。							
対象事業等の内容	民生委員法及び児童福祉法に規定する地区民児協の任務や、民生委員及び児童委員の職務について、各地区民児協が遂行するために要する経費(研修や会議参加に係る旅費、会議開催の会場使用料や消耗品費等)を補助金として交付する。									
積算方法	1地区あたり 160, 000円+(18, 600円×委員定数)									
事業量指標と過去5年間の実績	① 地区民生委員児童委員協議会数					② 民生委員・児童委員数(定数)				
	単位:地区					単位:人				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	34	34	34	34	34	782	782	786	786	786
成果指標と過去5年間の実績	① 民生委員・児童委員の活動件数					② 民生委員・児童委員の活動日数				
	単位:件					単位:日				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	117,717	120,840	137,174	132,909	130,525	78,185	78,968	87,490	84,411	84,902

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		1,937	2,356	1,908	1,861	1,863
		市補助金		19,654	19,928	19,995	20,021	20,041
		助成金		1,277	1,232	1,159	1,136	1,180
		会費収入		1,387	1,434	1,468	1,326	1,385
		雑収入		52	48	32	68	66
		その他						
	収入合計		24,307	24,998	24,562	24,412	24,535	
	市補助率(%)		80.9%	79.7%	81.4%	82.0%	81.7%	
支出合計			21,951	23,090	22,701	22,549	24,535	
	うち食糧費、交際費		678	765	741	619	865	
次年度繰越				2,356	1,908	1,861	1,863	0
市負担額	一般財源		8,500	8,418	8,500	8,500	8,500	
	特定財源		11,154	11,510	11,495	11,521	11,541	
	人件費	正職員	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	
		人工金額	450	460	465	470	485	
	臨時・嘱託							
	その他事務費							
	合計		20,104	20,388	20,460	20,491	20,526	
受益対象者数			782	786	786	786	786	
補助金単位コスト(単位:円)			25,708	25,939	26,031	26,070	26,115	
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
			◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
			◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理については会計責任者のもと行われており、総会時に監査から会計監査報告を受けていることから適正に処理されている。繰越金が毎年生じているが、次年度の補助金交付までの資金として妥当であるとする。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基 準との 適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	☐ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◆ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	■ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	☐ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	☐ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	☐ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	☐ 有(4年未満)
			☐ 有(4年以上)
			☐ 継続4年未満
	(6)支出を証する書類の添付	◇ 奨励目的の補助、終期を設定	☐ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
			☐ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(7)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	☐ 合致しない
	(8)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	☐ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
3 必要性	(9)交付規程(支出根拠)	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	☐ 合致しない
	(10)交付規程(支出根拠)	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		民生委員・児童委員は、地域で困り事を抱える市民に対する支援活動を行っており、公的な支援が必要な市民を発見して関係機関につなげる役割を果たしていることから、不特定多数の市民に対して間接的に効果が行き渡っている。	■ 公益性が高い
			☐ 公益性が高いとは言えない
	(11)交付規程(支出根拠)	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		廃止・縮小すると地区民児協が行う地域で困り事を抱えている市民に対する支援活動が停滞し、市民が適切な支援を受ける機会を失うため、影響は極めて大きい。無報酬の市の非常勤特別職の地方公務員であるが、活動に要する実費弁償等の費用については法的負担義務がある。	■ 必要性が高い
			☐ 必要性が高いとは言えない
4 効果	(12)交付規程(支出根拠)	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		市各種事業(高齢者等の屋根雪下ろし事業や防火訪問、絵本配付等)への協力のほか各方面からの連携も増加しているため、地区民生委員児童委員協議会が円滑に運営されることにより、民生委員・児童委員の活動が充実し、地域福祉向上が図られるとともに、市各種事業の実施に係る経費の削減(郵送料、委託料等)に寄与している。	■ 効果が高い
			☐ 効果が高いとは言えない
5 その他	(13)交付規程(支出根拠)	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		民生委員・児童委員は厚生労働大臣が委嘱する旭川市の非常勤特別職の地方公務員であり、各地区の協議会は民生委員法及び児童福祉法で設置が義務付けられているとともにその活動経費は本市が負担することと定められているほか、地方交付税の算定対象にもなっていることから、受益者負担を設定すること及び補助率を定めて交付することは馴染まない。	
	(14)交付規程(支出根拠)		
	(15)交付規程(支出根拠)		
	(16)交付規程(支出根拠)		

4 令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	旭川市民生児童委員協議会活動推進補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	地域活動の担い手不足や高齢化が進行する中で、関係団体とも協議し、将来的に持続可能な組織や活動、それに伴う行政からの支援の在り方について検討すること。なお、関係団体が一同に会し、現状の課題等を共有できる場を設けるなど、将来的な組織や活動の在り方について検討を進めること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
R6年度	民生委員全国一斉改選(R7.12)に向け、地域における民生委員の重要性及び委員のなり手不足等を考慮した上で、全34地区からの意見を踏まえ委員定数を減とする条例改正をつた(施行R7.12.1～786人→783人)

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
R5年度～	民生委員の持続可能な活動を支援するため、ICTを活用した活動環境の整備を行っている。

5 補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	物価高騰に伴う必要経費の支出が増え、地域での活動に充てる費用が不足している。
解決に向けた取組	国に対して地方交付税の算定額の増額を求めていくほか、国の在り方検討会の議論を踏まえて検討する。

6 全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	国の在り方検討会の議論を踏まえて検討するほか、ICTの活用を図りながら民生委員児童委員に担い手確保や活動の充実を図る。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.47】

補 助 金 名 称	旭川市民生委員児童委員連絡協議会運営費補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への運営費補助					始期	H20		終期	—
予 算 事 業 名	社会福祉行政費					(事業コード)		031105		
所 管 部 署	福祉保険 部		福祉保険 課			地域福祉 係		電話番号	内線 5116	
交付先(団体、個人等)	社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会							
	(意図) どういう状態にしたい		一人ひとりの民生委員児童委員の活動に格差が生じないよう旭川市民生委員児童委員連絡協議会の健全な運営を図る。							
対象事業等の内容	旭川市民生委員児童委員連絡協議会の運営に要する事務局経費(人件費、事務費等)を補助金として交付する。									
積算方法	人件費及び事務費の合算額とし、予算の範囲内									
事業量指標と過去5年間の実績	① 各種会議研修会の開催・参加回数					② 協力した各種事業・行事数				
	単位:回					単位:回				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	74	80	75	61	60	4	3	2	3	3
成果指標と過去5年間の実績	① 各種会議研修会の参加人数					② 各種事業・行事に協力した地区数				
	単位:人					単位:地区				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1,221	1,189	1,920	2,316	2,172	122	97	63	102	95

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		5,600	5,600	5,600	5,600	5,600
		協議会負担		3,118	2,646	784	5,110	5,754
		その他						
	収入合計		8,718	8,246	6,384	10,710	11,354	
	市補助率(%)		64.2%	67.9%	87.7%	52.3%	49.3%	
	支出合計		8,718	8,246	6,384	10,710	11,354	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越								
市負担額	一般財源		1,120	0	0	0	0	
	特定財源		4,480	5,600	5,600	5,600	5,600	
	人件費	正職員	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
		人工金額	75	77	78	78	81	
		臨時・嘱託						
	その他事務費							
	合計		5,675	5,677	5,678	5,678	5,681	
	受益対象者数		782	786	786	786	786	
補助金単位コスト(単位:円)		7,257	7,223	7,224	7,224	7,228		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理については社会福祉協議会経理において行われており、総会時に監査から会計監査報告を受けていることから適正に処理されている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基 準との 適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
◆ 上記以外		■ 合致しない	
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 有(4年以上)	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 継続4年未満	
	◇ 上記以外	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
(6)支出を証する 書類の添付	◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する) 民生委員・児童委員が所属する地区民児協に対し、旭川市民生委員児童委員連絡協議会が各種研修・大会等の主催や参加への連絡調整、各地区民児協間の連絡調整や委員活動の取りまとめ等を行うことにより、地区民児協の運営が円滑にできるようになり、民生委員・児童委員の地域で困り事を抱える市民に対する支援活動に専念でき充実することから、不特定多数の市民に対して間接的に効果が行き渡っている。		□ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する) 民生委員・児童委員は厚生労働大臣が委嘱する旭川市の非常勤特別職の地方公務員であるが、当該補助金を廃止・縮小すると旭川市民生委員児童委員連絡協議会の事務局体制が維持できなくなり、各地区民児協が行う市民に対する支援活動が停滞することで、市民が適切な支援を受ける機会を失うため、影響は極めて大きい。	(左の内容を踏まえての評価)	
		■ 公益性が高い	
		□ 公益性が高いとは言えない	
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する) 民生委員児童委員は個人に委嘱しているが、一人ひとりの活動に格差が生じないように情報収集や研修会の開催等を通じ相互の活動を組織的、有機的に行うため、事務局体制への財政支援により連絡協議会が円滑に運営され、民生委員・児童委員活動に専念でき地域福祉の向上が図られた。	(左の内容を踏まえての評価)	
		■ 必要性が高い	
		□ 必要性が高いとは言えない	
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。 (2)民生委員法及び児童福祉法において、民生委員・児童委員に係る経費は都道府県(中核市)が負担することと定められていることから、受益者負担の設定はなじまない。(3)各地区民児協の運営を支援する目的で旭川市社会福祉協議会が民生委員児童委員連絡協議会の事務局を担っているが、市の外郭団体から機能移管した際の経過があること、また、連絡協議会の運営経費の大部分を補助金に頼らざるを得ない状態にあることから、補助率の参考基準については補助金交付基準に合致していない。(4)民生委員法及び児童福祉法において、民生委員・児童委員の設置に関する終期を定めていないため、終期を設定していない。	(左の内容を踏まえての評価)	
		■ 効果が高い	
		□ 効果が高いとは言えない	

4 令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	旭川市民生委員児童委員連絡協議会運営費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5 補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	物価高騰の影響や人件費の引き上げ要請の状況を踏まえた、適正な補助金額を算定する必要がある。
解決に向けた取組	国の民生委員児童委員の在り方検討会の議論を踏まえて検討する。

6 全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	現行どおり
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.48】

補 助 金 名 称	旭川市社会福祉協議会運営費補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への運営費補助					始期	S29		終期	—
予 算 事 業 名	社会福祉行政費					(事業コード)		031105		
所 管 部 署	福祉保険 部		福祉保険 課		福祉保険 係		電話番号		内線 5111	
交付先(団体、個人等)	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		社会福祉法人旭川市社会福祉協議会							
	(意図) どういう状態にした い		旭川市社会福祉協議会の運営体制の安定を図ることにより本市における地域福祉を 推進する。							
対象事業等の内容	地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、社会福祉法第109条の規定に基づき設置されている旭 川市社会福祉協議会の運営体制の安定化を図る。									
積算方法	予算の範囲内で、補助対象経費の「法人運営事業」「地域支えあいのまちづくり推進事業」「ボランティアセ ンター事業」の実支出額から当該経費に関わる収入(受託金、配分金、補助金)を除いた額に10分の8を乗 じて得た額									
事業量指標と過去5年間の 実績	① 住民会員会費納入世帯数					② 組織団体会費納入団体数				
	単位:世帯					単位:団体				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	87,378	86,503	85,272	82,969	80,654	137	143	132	142	140
成果指標と過去5年間の 実績	① ボランティア活動者数(個人)					② ボランティア活動者数(団体)				
	単位:人					単位:団体				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	496	497	525	609	682	275	275	279	291	304

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		48,000	48,000	48,000	48,000	50,300
		会費		9,390	9,155	9,059	8,837	8,831
		受託金		11,000	16,999	2,000	2,000	
		共同募金配分金		8,322	8,764	7,622	8,262	9,572
		その他		21,124	23,386	15,730	20,755	26,421
	収入合計		97,836	106,304	82,411	87,854	95,124	
	市補助率(%)		49.1%	45.2%	58.2%	54.6%	52.9%	
	支出合計		97,836	106,304	82,411	87,854	95,124	
	うち食糧費、交際費		677	905	236	234		
次年度繰越								
市負担額	一般財源		48,000		11,000	11,000	23,300	
	特定財源			48,000	37,000	37,000	27,000	
	人件費	正職員	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
		人工金額	225	230	233	235	242	
		臨時・嘱託						
	その他事務費							
	合計		48,225	48,230	48,233	48,235	50,542	
受益対象者数		112,962	113,111	112,887	112,408	111,895		
補助金単位コスト(単位:円)		427	426	427	429	452		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理は、総会において監査報告が行われている。 社会福祉法人として社会福祉事業を行っており、地域福祉の推進という補助目的と合致する。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
	2 公益性	◇ 上記以外	□ 合致しない
		(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		社会福祉法に基づき設置された団体であり、公益性が高い。また、協議会の活動は、地域福祉の推進に資するものであり、不特定多数の市民に間接的に効果が行きわたっている。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		厚生労働省から社会福祉協議会への支援を求められており、さらには、その財源も措置されていることから、非常に必要性が高い。また、社会福祉法に基づき設置された市内で唯一の団体であり、ほかに同様の事業を行っている団体等がない。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		高齢者などの安心見守り事業、ボランティア団体と市民をつなげるコーディネート事業など市の手が届かないきめ細かな福祉サービスを実施するなど困りごとを抱える市民に対し福祉の充実を図ることができた。社会福祉法に基づき行政区分ごとに組織される地域福祉の推進を図ることを目的とした団体であり、その安定した運営を維持することができた。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		1(2)社会福祉協議会の運営体制を安定させるための補助であり、直接的な受益者を特定することはできない。	
		1(3)厚生労働省から支援を求められており、あわせて財源も措置されていること、また、営利を目的としていないため自主財源に乏しく、補助金に頼らざるを得ない状況であることから、補助率は交付基準と合致していない。	
5 その他	5 その他	1(4)法に基づき地域の社会福祉を総合的かつ安定的に担う団体であって、その公的な役割を踏まえれば運営費補助の見直しの設定はなじまない。	

4 令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	旭川市社会福祉協議会運営費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	補助対象事業の内容の明確化を図るとともに、補助金額は全体の収支状況等を踏まえ、団体の負担額を考慮した額とすること。また、地域活動の担い手不足や高齢化が進行する中で、関係団体とも協議し、将来的に持続可能な組織や活動、それに伴う行政からの支援の在り方について検討すること。なお、関係団体が一同に会し、現状の課題等を共有できる場を設けるなど、将来的な組織や活動の在り方について検討を進めること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和6年度	補助金交付要綱の改正(補助対象事業の内容の明確化)。補助事業者の法人全体の決算状況を踏まえ、補助金額を減額できる規定を追加。
(その他の見直し)	
見直しの年度	具体的な内容と効果
令和6年度～令和7年度	高齢化や担い手不足が進行するする中で、これからの住民組織のあり方について検討を行うため、社会福祉協議会において検討チームを設定し、検討結果を旭川市に報告、情報共有が行われる予定である。

5 補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	目標値(具体的な数値)を設定して行う事業ではないため、評価を行うことが困難であること。
解決に向けた取組	

6 全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	直ちに減額又は廃止することは法人運営に大きく響き、結果的に市民生活にも影響を与えることが確実であり、今後、さらに複雑化・複合化した支援ニーズに対応していくためにも、社会福祉協議会の役割はさらに重要になっていくことから、現行どおり継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄：継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.49】

補 助 金 名 称	旭川地区保護司会活動費補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	S30		終期	—
予 算 事 業 名	社会福祉行政費					(事業コード)		031105		
所 管 部 署	福祉保険 部		福祉保険 課		福祉保険 係		電話番号		内線5117	
交付先(団体,個人等)	旭川地区保護司会									
交付目的	(対象) 誰, 何に対して		旭川地区保護司会							
	(意図) どういう状態にしたい		保護司会活動を安定して実施し、犯罪や非行を防止するとともに、罪を犯した人たちの更生について市民の理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築く。							
対象事業等の内容	保護司法第13条に基づき設置された旭川地区保護司会の保護司会活動に要する経費の一部を補助する。									
積算方法	予算の範囲内で、保護司会活動費の実支出額に2分の1を乗じて得た額。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助件数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1	1	1	1	1					
成果指標と過去5年間の実績	① 社会を明るくする運動街頭啓発参加者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	中止	中止	89	100	94					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		190	190	190	190	190
		自己負担					103	155
		会費		191	533	291	473	615
		その他						
	収入合計		381	723	481	766	960	
	市補助率(%)		49.9%	26.3%	39.5%	24.8%		
支出合計			381	723	481	766	960	
	うち食糧費, 交際費							
次年度繰越								
市負担額	一般財源		190	190	190	190	190	
	特定財源							
	人件費	正職員	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
		人工金額	75	77	78	78	81	
		臨時・嘱託						
	その他事務費							
	合計		265	267	268	268	271	
受益対象者数								
補助金単位コスト(単位:円)								
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			・総会において監査報告が行われている。 ・保護司法に基づき設置された団体であり、実施する事業内容は補助目的と合致する。 ・繰越金は生じていない。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)	
	◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)	
	◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満	
(5)交付規程 (支出根拠)		□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
		■ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
(6)支出を証する書類の添付		□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	(6)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する
◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施		(※左欄2項目とも適合)	
◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。		■ 概ね合致する	
◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)			
(6)支出を証する書類の添付	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
保護司の活動は地域の安全安心に結びつくものであり、不特定多数の市民に間接的に効果がいきわたっている。		■ 公益性が高い	
		□ 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	市内唯一の団体であるが、収益性に乏しいため、補助金がなくなった場合の事業継続が困難となる。	■ 必要性が高い	
		□ 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	保護司の活動はボランティアであり、近年は保護司の数も定員割れが続いている。交付先団体の収益性も決して高くない状況の中、市内唯一の団体の活動を継続することができた。	■ 効果が高い	
		□ 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(2)～犯罪や非行の防止、罪を犯した人の更生等のための取組に対する補助のため直接的な受益者は特定できない。 1(4)～地域社会の安全、再犯防止、犯罪や非行のない社会を築くことが目的であり、継続的な支援が必要なため、見直し期間を設定することは難しい。		

4 令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川地区保護司会活動費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5 補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6 全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	現行どおり
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.50】

補 助 金 名 称	旭川保護会運営費補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への運営費補助					始期	S57		終期	—
予 算 事 業 名	社会福祉行政費					(事業コード)		031105		
所 管 部 署	福祉保険 部		福祉保険 課		福祉保険 係		電話番号		内線5117	
交 付 先 (団 体 個 人 等)	更生保護法人旭川保護会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		更生保護法人旭川保護会							
	(意図) どういう状態にしたい		旭川保護会の運営維持体制の安定を図ることにより、地域社会の安全及び住民福祉の向上につなげる。							
対象事業等の内容	刑務所等の出所者で保護を必要とする人に対し、宿泊場所を提供するとともに、就職支援や生活指導を行って生活の安定を図ることなど、その更生に必要な保護を行う「更生保護施設旭川清和荘」を運営している更生保護法人旭川保護会の運営体制の充実及び安定を図る。									
積算方法	予算の範囲内で、補助対象経費の実支出額から更生保護委託費収入、家庭裁判所補導委託費収入、任意保護者負担金収入、旭川市以外の補助金収入、寄附金収入及び会費収入を除いた額。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 旭川清和荘での保護人数(収容延人員) 単位:人					② 単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	7,061	6,799	6,574	7,108	7,290					
成果指標と過去5年間の実績	① 市民アンケート「災害・犯罪に不安を感じていない人の割合 単位:%					② 単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	—	17.7	—	17.0	—					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		45	35	74	20	26
		市補助金		50	50	23	0	50
		更生保護委託費		61,897	60,672	65,791	71,816	
		補助金等		3,187	3,709	3,118	4,329	
		寄附金		1,143	1,040	1,010	1,151	
		その他		573	1,398	674	459	
	収入合計		66,895	66,904	70,690	77,775	76	
	市補助率(%)		0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	65.8%	
	支出合計		66,860	66,830	70,670	77,749		
	うち食糧費、交際費		137	182	310	316		
次年度繰越		35	74	20	26			
市負担額	一般財源		50	50	23	0	50	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
				225	230	233	235	242
		臨時・嘱託						
	その他事務費							
	合計		275	280	256	235	292	
受益対象者数			—	—	—	—	—	
補助金単位コスト(単位:円)			—	—	—	—	—	
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
		・更生保護法人として国への会計報告が義務づけられており、会計処理は適正に処理されている。						
		・旭川保護観察所の指導に基づいて運営されており、補助目的と合致する。						
		・繰越金が発生しているが、総支出額に占める割合は極めて低い。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
			□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
			■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
		□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(6)支出を証する書類の添付	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する	
	◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)	
2公益性	◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する	
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
3必要性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	地域の安全、再犯防止、更生保護に寄与しており、不特定多数の市民に間接的に効果が いきわたっている。	■ 公益性が高い	
		□ 公益性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない。	■ 必要性が高い	
		□ 必要性が高いとは言えない	
5その他	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	交付先団体が運営する旭川清和荘は、刑務所等の出所者で保護が必要な方を年間1 00件以上受け入れ、宿泊場所も提供できる市内唯一の施設であり、その運営を維持 することができた。	■ 効果が高い	
		□ 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(2)～更生保護施設旭川清和荘で一部入所者に宿泊費等の負担がある。		
	1(3)～補助率は未設定だが実際の補助率は0.1%程度と極めて低い。		
5その他	1(4)～地域社会の安全、地域福祉の向上が目的であり、継続的な支援が必要なことから、見直し期間を設けることは難しい。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川保護会運営費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	現行どおり
外部評価	—	—
2次評価	見直し	補助金額は少額で、効果は極めて限定的であることから、補助の必要性について整理し、廃止も含めて事業の在り方を検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.51】

補 助 金 名 称	全道戦没者遺族大会開催補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	S55		終期	—
予 算 事 業 名	社会福祉行政費					(事業コード)		031105		
所 管 部 署	福祉保険 部		福祉保険 課		地域福祉 係		電話番号		内線5116	
交付先(団体、個人等)	一般財団法人 北海道連合遺族会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		戦没者遺族							
	(意図) どういう状態にしたい		親睦及び生活向上並びに戦没者の顕彰を図り、戦没者遺族の福祉を増進する。							
対象事業等の内容	全道戦没者遺族大会は、北海道に居住する戦没者遺族相互の連携、英霊顕彰及び処遇向上を図ることを目的とし、毎年旭川で開催されている。当該大会の開催により、道内戦没者遺族の福祉向上が図られている。									
積算方法	大会開催経費支出額から補助金収入額(旭川市を除く)を除いた額の2分の1以内で予算の範囲内									
事業量指標と過去5年間の実績	① 当日の大会参加者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	—	—	200	400	250					
成果指標と過去5年間の実績	① 市内対象者数に対する参加者の割合(%)					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	—	—	13	13	15					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金			180	180	180	180
		道補助金			200	300	300	300
		北海道連合遺族会			386	294	259	368
		その他						
	収入合計			766	774	739	848	
	市補助率(%)			23.5%	23.3%	24.4%	21.2%	
支出合計				766	774	739	848	
	うち食糧費、交際費							
次年度繰越								
市負担額	一般財源			180	180	180	180	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.01	0.01	0.01	0.01	
			77	78	78	81		
		臨時・嘱託						
	その他事務費							
	合計			257	258	258	261	
受益対象者数			200	400	250	300		
補助金単位コスト(単位:円)			1,285	645	1,032	870		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			※令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、事業中止					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
	(3)補助率の参考基準	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 上記以外	□ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◇ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
			□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
	(6)支出を証する書類の添付	◇ 上記以外	□ 合致しない
		◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する
		◆ 額の修正時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
	(7)その他	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
3 必要性	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		当該大会は戦没者遺族の連携及び戦没者の顕彰を図るものであり、遺族の福祉向上に資するものであるが、大会参加を通じ、戦争惨禍を後世に伝える等遺族としての意識向上が促進され平和への啓発活動が活発になること等からも、間接的に不特定多数の市民に効果が行きわたっている。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
4 効果	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		主催団体の基盤が弱体化している中で、補助金が交付されなければ当該事業の存続は困難になることが考えられる。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
5 その他	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		当該大会は戦没者遺族の連携及び戦没者の顕彰を図るもので、戦没者遺族の福祉向上に資するものである。また、当該大会には例年市外からも200人以上の遺族が参加することから、併せて経済効果も期待できる。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
6 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		(2)大会の性質上、受益者に負担を求めるものではないため。	
		(4)大会開催を通じた道内戦没者遺族の連携等により、本市における戦没者遺族の福祉向上につながる事業であり、期限を定めて補助することはなじまないため。なお、戦没者遺族に対する同様の事業を行う団体は、道内では当該団体のみであるため、同一団体補助となる。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	全道戦没者遺族大会開催補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	現行どおり
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.52】

補 助 金 名 称	旭川人権擁護委員協議会人権啓発活動費補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	H26		終期	—
予 算 事 業 名	社会福祉行政費					(事業コード)		031105		
所 管 部 署	福祉保険 部		福祉保険 課		福祉保険 係		電話番号		内線5113	
交付先(団体、個人等)	旭川人権擁護委員協議会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川人権擁護委員協議会							
	(意図) どういう状態にしたい		旭川人権擁護委員協議会が実施する人権啓発活動に要する経費を補助し、自由人権思想の普及高揚を図ることで、基本的人権の擁護につながる。							
対象事業等の内容	人権擁護委員法第16条の規定に基づく旭川人権擁護委員協議会が実施する人権啓発活動費に対して補助する。									
積算方法	予算の範囲内で、補助対象経費(会議費、啓発費、事務費)の実支出額の2分の1を乗じて得た額									
事業量指標と過去5年間の実績	① 人権教室実施回数(旭川市内)					②				
	単位:回					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	7	14	19	20	40					
成果指標と過去5年間の実績	① 人権教室参加者数(旭川市内)					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	253	759	810	1,201	3,071					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		10	84	17	7	8
		市補助金		350	350	350	350	350
		各市町村助成金		822	822	822	822	822
		その他						
	収入合計		1,182	1,256	1,189	1,179	1,180	
	市補助率(%)		29.6%	27.9%	29.4%	29.7%	29.7%	
	支出合計		1,098	1,239	1,182	1,179	1,180	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		84	17	7	8	0	
市負担額	一般財源		350	350	350	350	350	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
				225	230	233	235	242
		臨時・嘱託						
	その他事務費							
	合計		575	580	583	585	592	
受益対象者数			—	—	—	—	—	
補助金単位コスト(単位:円)			—	—	—	—	—	
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
		会計処理等		◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
		総会において監査報告がなされている。 人権擁護委員法に基づく団体であり、その事業内容と補助目的は合致する。 繰越金は補助額に対して少額で妥当である。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
	(3)補助率の参考基準	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 上記以外	□ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 有(4年以上)	
◆ 終期末設定で、補助継続4年以上		□ 継続4年未満	
(5)交付規程 (支出根拠)		□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
(6)支出を証する書類の添付	◇ 上記以外	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	(6)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する
◇ 額の修正時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施		(※左欄2項目とも適合)	
◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。		■ 概ね合致する	
◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)			
(6)支出を証する書類の添付	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
協議会が行う啓発活動を通して、人権擁護に対する理解や認識が高まるなど、不特定多数の市民に間接的に効果が行きわたっている。		■ 公益性が高い	
3 必要性		□ 公益性が高いとは言えない	
	3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
人権擁護委員法に基づき設置された団体であり、他に補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない。また、収入は、本補助金をはじめとする各市町村の助成金のみであり、収入全体の約3割を占めている本補助金の必要性は高い。		■ 必要性が高い	
4 効果		□ 必要性が高いとは言えない	
	4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
交付先団体が実施する人権啓発活動は、本補助金をはじめとする各市町村の助成金のみで行われており、また、事業内容も、いじめやネットトラブル、スマホの安全な使い方など、時代のニーズを的確に捉えた講座の開催や常設相談などであり、効果は高い。		■ 効果が高い	
5 その他		□ 効果が高いとは言えない	
	5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
1(2)団体の主たる事業は人権啓発活動であり、直接かつ具体的な受益者はいない。			
1(4)人権擁護委員法の規定に基づき設置された団体で、基本的人権の擁護につながる活動に見直し期間を設定することはない。			

4 令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川人権擁護委員協議会人権啓発活動費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5 補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6 全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	現行どおり
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.53】

補 助 金 名 称	旭川市社会福祉協議会法人後見事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	R2		終期	R6
予 算 事 業 名	地域で支える成年後見推進事業費					(事業コード)	031106			
所 管 部 署	福祉保険 部		福祉保険 課		福祉保険 係	電話番号		内線5117		
交付先（団体、個人等）	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		社会福祉法人旭川市社会福祉協議会							
	(意図) どういう状態にしたい		旭川市内に住所を有する認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など意思決定が困難な方の判断能力を補うため、社会福祉法人旭川市社会福祉協議会が行う法人後見事業を支援することを目的とする。							
対象事業等の内容	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会が実施する法人後見事業に係る経費（人件費、事務費等）に対し補助する。									
積算方法	予算の範囲内で、補助対象経費の実支出額からその額に充当するために収入した後見報酬、後見事務費を除いた金額に10分の8を乗じて得た額									
事業量指標と過去5年間の実績	① 対応件数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	96	410	1,438	2,187	4,378					
成果指標と過去5年間の実績	① 受任件数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	2	8	21	31	33					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		2,031	1,095	1,095	1,095	
		協議会負担						
		他事業からの充当等		2,343	279	262	1,000	
	その他		72	622	3,177	5,603		
	収入合計		4,446	1,996	4,534	7,698		
	市補助率(%)		45.7%	54.9%	24.2%	14.2%		
	支出合計		4,446	1,996	4,534	7,698		
	うち食糧費、交際費							
次年度繰越								
市負担額	一般財源							
	特定財源		2,031	1,095	1,095	1,095		
	人件費	正職員	人工金額	0.03	0.03	0.03	0.03	
				225	230	233	235	
		臨時・嘱託						
	その他事務費							
	合計		2,256	1,325	1,328	1,330		
受益対象者数		8	21	31	33			
補助金単位コスト(単位:円)		282,000	63,095	42,839	40,303			
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理は、総会において監査報告が行われている。 社会福祉法人として社会福祉事業を行っており、地域福祉の推進という補助目的と合致する。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
	(3)補助率の参考基準	◇ 上記以外	□ 合致しない
		◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
2 公益性	(4)見直し期間(終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
	(5)交付規程(支出根拠)	◇ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
		◇ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	
	(6)支出を証する書類の添付	◇ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
		◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	□ 合致する(※左欄2項目とも適合)
3 必要性	(7)効果	◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
		(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
	(8)必要性	成年後見制度における法人後見の体制整備に係る補助であり、法人後見の活動の推進や、意思決定が困難な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者などの権利擁護に資するものであり、公益性は高い。	■ 公益性が高い
		(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	□ 公益性が高いとは言えない
		被後見人等への長期的な支援や多様な特性への対応が可能な法人後見は、成年後見制度における後見の担い手として今後さらに重要となることから、その体制整備に係る補助の必要性は高い。	■ 必要性が高い
		(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する)	□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	(9)効果	法人後見の特徴として、被後見人等への長期的な支援や多様な特性への対応が可能となり、時代のニーズを捉えており、効果は高い。	(左の内容を踏まえての評価)
		■ 効果が高い	
		□ 効果が高いとは言えない	
		「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
5 その他	(10)その他	1(3)本補助金は、法人後見事業の体制整備を目的としたものであり、受益者からの後見報酬等の事業収入による事業の安定稼働までを補助することから、補助率は交付基準と合致していない。	
		1(4)他職種では対応が困難で頻回の支援が求められる案件を中心に受任し、困難案件の受け皿となっていることから、職員の体制強化が課題となっており、後見報酬が改善され収入が増加してきているものの、安定稼働には至らない状況であるため、毎年状況を確認し、補助金交付の可否を検討している。	

4 令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市社会福祉協議会法人後見事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	受任件数の増に向け、周知を図っていくこと。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
令和6年度	R2年度より法人後見事業の体制整備を目的として補助していたが、受益者からの後見報酬等の事業収入による事業の安定稼働が見込めるようになったためR6年度で終了

5 補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6 全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	終了	令和6年度で終了
外部評価	—	—
2次評価	終了	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.54】

補 助 金 名 称	旭川市高齢者福祉施設整備費助成金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	H16		終期	R25
予 算 事 業 名	老人福祉施設等整備推進補助金					(事業コード)		031202		
所 管 部 署	福祉保険 部		長寿社会 課		地域包括ケア推進 係		電話番号		内線5312	
交付先(団体、個人等)	市内において「旭川市高齢者福祉施設整備費補助金」を受けて施設整備を行う社会福祉法人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市内において特別養護老人ホーム等の施設整備を行う社会福祉法人							
	(意図) どういう状態にしたい		特別養護老人ホーム等の整備を促進し、待機者の解消等を図る。							
対象事業等の内容	特別養護老人ホーム等の施設整備に要する経費を補助する。									
積算方法	各年度、助成金交付総額を借入金の償還年で除して得た額ずつ交付する。 ※ 上限は旭川市高齢者福祉施設整備費補助金による補助金交付額の3分の1に相当する額									
事業量指標と過去5年間の実績	① 特別養護老人ホーム利用者定員数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1,498	1,498	1,498	1,498	1,498					
成果指標と過去5年間の実績	① 計画値に対する利用者定員数の割合					②				
	単位:%					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		37,649	37,649	34,419	34,419	34,857
		協議会負担		321	254	187	120	53
		法人自己資金		213,241	206,253	166,135	163,987	192,166
		その他						
	収入合計		251,211	244,156	240,873	198,526	227,076	
	市補助率(%)		15.0%	15.4%	14.3%	17.3%	15.4%	
	支出合計		251,211	244,156	240,873	198,526	227,076	
	うち食糧費、交際費							
次年度繰越		0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源		37,649	37,649	34,419	34,419	34,857	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
			金額	1,502	1,535	1,551	1,567	1,615
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		39,151	39,184	35,970	35,986	36,472	
受益対象者数		660	660	660	660	660		
補助金単位コスト(単位:円)		59,320	59,370	54,500	54,524	55,261		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である 会計処理は事業者から実績報告を受けており、適正に処理されている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	当該補助により特別養護老人ホーム等が整備され、待機者の解消や入所者の安全確保を促進できる。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	現在新規での補助は行っていないが、既に令和25年度までの交付決定を行っている事業者があるため、その間は事業を継続する必要がある。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	当該補助により特養及び短期入所の創設(540床)及び養護の改築(120床)により、待機者数の減少や入所環境の改善が図られた。		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市高齢者福祉施設整備費助成金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	現行どおり
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.55】

補 助 金 名 称	老人福祉施設等整備推進補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H21		終期	-
予 算 事 業 名	老人福祉施設等整備推進補助金					(事業コード)		031202		
所 管 部 署	福祉保険 部		長寿社会 課		地域包括ケア推進 係		電話番号	内線 5312		
交付先(団体、個人等)	市内の高齢者福祉施設等									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市内の高齢者福祉施設等							
	(意図) どういう状態にしたい		施設整備等に必要な費用を補助することにより、施設の環境改善、安全対策の強化を図る。							
対象事業等の内容	非常用自家発電設備整備, 大規模修繕, 地域密着型施設の整備, 新規施設の備品購入費用, 簡易陰圧装置の設置など									
積算方法	国庫, 道費の補助割合・金額と同率・同額としている									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助金交付事業所数					②				
	単位:					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	48	34	26	24	15					
成果指標と過去5年間の実績	① 補助金交付事業所の定員数					②				
	単位:					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1,555	1,268	859	607	351					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		174,542	180,235	250,395	126,795	652,477
		協議会負担						
		法人自己資金		7,586	144,523	123,957	24,438	100,048
		その他						
	収入合計		182,128	324,758	374,352	151,233	752,525	
	市補助率(%)		95.8%	55.5%	66.9%	83.8%	86.7%	
	支出合計		182,128	324,758	374,352	151,233	752,525	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源						30,000	
	特定財源		174,542	180,235	250,395	126,795	622,477	
	人件費	正職員	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
		人工金額	1,502	1,535	1,551	1,567	1,615	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		176,044	181,770	251,946	128,362	654,092	
受益対象者数		1,268	859	607	351	1,732		
補助金単位コスト(単位:円)		138,836	211,607	415,068	365,704	377,651		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営、会計処理等		◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
			◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
			◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理は事業者から実績報告を受けており、適正に処理されている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
			■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
		◇ 上記以外	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		本市の高齢者福祉を担う各施設の設備更新等を行うことで、高齢者が安心・安全に入居を続けることができる。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		経年劣化による設備更新や安全対策の強化等には多額の費用が必要であり、当該補助金により事業者の負担を抑えつつ施設の整備等を行うことができる。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		当該補助により、高齢者施設の設備更新や非常時の安全確保(14施設)、ICT機器等の導入(1施設)がなされ、入居環境が改善した。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		1(2)(3) 国庫、道費の補助割合・金額と同率・同額としていることから、市の補助率の参考基準と合致しない。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	老人福祉施設等整備推進補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	国の内示時期が遅く、補助事業の実施に影響を及ぼすケースがある。
解決に向けた取組	国に対し、内示時期の早期化等について要望を行っていく。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	—
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.56】

補 助 金 名 称	旭川市軽費老人ホーム運営費補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(運営費補助)					始期	H12		終期	—
予 算 事 業 名	軽費老人ホーム運営補助金					(事業コード)		031213		
所 管 部 署	福祉保険 部		長寿社会 課		高齢者支援 係		電話番号		内線 5338	
交付先(団体、個人等)	軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)を運営する社会福祉法人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)を運営する社会福祉法人							
	(意図) どういう状態にしたい		入所者の負担軽減を図るとともに施設運営の安定を図る。							
対象事業等の内容	60歳以上の高齢者で、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、健康状態や高齢などの理由により独立して生活するには不安があり、家族により援助を受けることが困難な者を入所対象とする軽費老人ホームの運営に要する事務費について、入所者負担額を軽減した額に対して補助を行う。									
積算方法	①又は②のいずれか低い金額から入所者が負担する年間事務費徴収額を減じた額 ①事務費基準額×年間入所者延人数 ②補助対象経費の総額									
事業量指標と過去5年間の実績	① 入所者定員数					② 補助対象施設数				
	単位:					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	475	475	475	475	475	9	9	9	9	9
成果指標と過去5年間の実績	① 入所者延人数					②				
	単位:					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	5,654	5,638	5,613	5,619	5,644					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		323,920	326,444	331,490	348,724	351,101
		利用者負担額		94,702	92,024	90,825	91,597	91,873
		生活費等その他収入		479,262	485,404	483,051	467,534	464,881
		その他						
	収入合計		897,884	903,872	905,366	907,855	907,855	
	市補助率(%)		36.1%	36.1%	36.6%	38.4%	38.7%	
	支出合計		897,884	903,872	905,366	907,855	907,855	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越								
市負担額	一般財源		323,920	326,444	331,490	348,724	351,101	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
				1,877	1,918	1,939	1,958	2,019
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		325,797	328,362	333,429	350,682	353,120	
受益対象者数		5,638	5,613	5,619	5,644	5,671		
補助金単位コスト(単位:円)		57,786	58,500	59,340	62,134	62,268		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
		団体の運営、		◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
				支出を証する書類を審査した結果、会計処理が適正に行われていることを毎年度確認している。また、事業内容等と補助目的についても、低所得層高齢者の施設ニーズに対応し、入所者の費用負担軽減となっていることから整合性がとれている。なお、毎年度精算時に過払いとなった補助金は戻入させている。				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 有(4年以上)
			□ 継続4年未満
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
	2公益性	◇ 上記以外	□ 合致しない
		(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
	3必要性	当該補助を行うことにより、家庭環境・住宅事情等により在宅生活が困難な高齢者が、所得に応じた費用負担で社会福祉法人が運営する軽費老人ホームに入所することができるものとなっており、公益性は高い。	■ 公益性が高い
		(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		当該補助を行うことにより、入所者の負担を軽減することで、在宅生活が困難な低所得層高齢者が、施設サービスを受けながら安心して生活を送ることができる一助となっており、廃止・縮小するとこれらの市民生活に影響を及ぼすため、運営費に対する継続的な補助が必要である。	■ 必要性が高い
4効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		当該補助を行うことにより、入所者の負担軽減及び施設運営の安定が図られた。	■ 効果が高い
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。 当該補助金は、軽費老人ホーム入所者の負担軽減を図ることを目的とした社会福祉法人への運営費補助であり、平成12年度の中核市移行に伴う移譲事務である。平成15年度までは国庫支出金も充てられていたもので、補助率は一般財源化される前の国の補助基準に基づく「軽費老人ホームの利用料等に係る取扱い指針について(平成20年5月30日厚生労働省老健局長通知)」をベースに、地域事情を踏まえ市の補助要綱で規定している(全国的に概ね同様の取扱い)ため、市の補助金交付基準とは必ずしも合致しない部分がある。	□ 効果が高いとは言えない

4令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	旭川市軽費老人ホーム運営費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	地方自治体独自の改定(サービス提供に要する基本額や各種加算等の改定)の実施が不十分な状況にある
解決に向けた取組	国の通知や全国老人福祉施設協議会の要望を参考とし、本市財政状況を踏まえながら、予算要求を検討する

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	現行どおり
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.57】

補 助 金 名 称	介護のしごとと魅力アップ推進事業負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	R5		終期	-
予 算 事 業 名	介護人材確保支援費					(事業コード)	03-12-76			
所 管 部 署	福祉保険 部		長寿社会 課		地域包括ケア推進 係		電話番号	内線 5311		
交付先(団体、個人等)	介護の笑顔写真展旭川実行委員会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市と介護サービス事業所等で構成する実行委員会が実施する各種イベントの事業費							
	(意図) どういう状態にしたい		市民に介護業務の魅力などを発信し、福祉・介護人材の安定的な参入が促進された状態							
対象事業等の内容	介護の仕事の大切さや魅力等を広く市民に伝え、多様な人材の介護現場への参入を支援することを目的とし、市内ショッピングモール及び旭川駅構内にて介護に関する写真・作品展示、介護・福祉関連事業の紹介のほか、講演会を実施した。									
積算方法	需用費，役務費，委託料，使用料及び賃借料，負担金等の実支出額から収入額を控除した額									
事業量指標と過去5年間の実績	① 開催日数					②				
	単位:日					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
				2	10					
成果指標と過去5年間の実績	① 来場者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
				710	768					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越					1	2
		市補助金				966	559	559
		協議会負担						
		その他				20	20	20
	収入合計				986	580	581	
	市補助率(%)				98.0%	96.4%	96.2%	
	支出合計				985	578	578	
うち食糧費、交際費				15	16	16		
次年度繰越				1	2	3		
市負担額	一般財源							
	特定財源				966	559	559	
	人件費	正職員	人工金額			0.2	0.2	0.2
						1,551	1,567	1,615
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計				2,517	2,126	2,174	
受益対象者数				710	768	768		
補助金単位コスト(単位:円)				3,545	2,768	2,831		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理については、会計責任者のもと行われており、また、実行委員会において、監事から決算報告を受けていることから、適正に処理されている。繰越金については、その繰越理由を報告してもらい、妥当性を判断している。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
	(3)補助率の参考基準	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
◆ 上記以外		■ 合致しない	
◆ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 有(4年以上)	
(5)交付規程 (支出根拠)	◇ 終期末設定で、補助継続4年以上	■ 継続4年未満	
	◇ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
	◇ 同一団体補助だが、見直し設定していない	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
	◇ 奨励目的補助だが、終期を設定していない		
(6)支出を証する 書類の添付	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)	
	◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 概ね合致する	
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。		
2 公益性	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	□ 合致しない	
	◇ 上記以外		
3 必要性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	福祉・介護人材の安定的な確保と職場定着を推進する目的であり、道補助(補助率10/10)があり公益性は高く、高齢者福祉の更なる充実のために必要な事業である。	■ 公益性が高い	
		□ 公益性が高いとは言えない	
4 効果	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	地域福祉の推進に効果的でかつ公益的であり、類似した事業等を提供する団体等はないため、この補助金の必要性は高い。	■ 必要性が高い	
		□ 必要性が高いとは言えない	
5 その他	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	幅広い年齢層の市民が参加し、介護現場の現状や人材不足の課題等について理解を深めるとともに介護の魅力やイメージアップの機会となった。取組を継続することで、介護に関する理解や関心を持つ市民が増え、介護人材を確保し、高齢者を地域で支える体制づくりが推進できるものとする。	■ 効果が高い	
		□ 効果が高いとは言えない	
6 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	実行委員会は非営利の任意団体であり、かつ、福祉・介護人材の安定的な確保と職場定着を推進することを目的とした補助金であるため、受益者負担は事業の趣旨になじまないため設定していない。 また、道費の補助割合・金額と同率・同額としていることから、市の補助率の参考基準と合致しない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	北海道からの補助金を使用しており、補助金がいづまで継続されるのかが不透明。
解決に向けた取組	北海道には随時補助金の状況等について確認する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	現行どおり
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.58】

補 助 金 名 称	旭川市介護サービス等継続支援事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	R2		終期	R6
予 算 事 業 名	介護サービス等継続支援費					(事業コード)		0312A0		
所 管 部 署	福祉保険 部		長寿社会 課		地域包括ケア推進 係		電話番号		内線 5311	
交付先(団体、個人等)	介護サービス等事業者									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		利用者又は職員に新型コロナウイルス感染者等が発生した介護サービス事業所運営事業者							
	(意図) どういう状態にしたい		感染者が発生した状況において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、介護サービスを提供するために必要な経費を補助することで、介護サービスの提供体制を確保する。							
対象事業等の内容	感染者が発生した状況においても必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービス提供時では想定されないかかり増し経費等に対し、補助を行う。									
積算方法	令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱(令和5年3月28日付け老発0328第3号厚生労働省老健局長通知(令和6年3月29日付け老発0329第3号一部改正))に基づき、介護サービス種別ごとに、補助上限額算定している。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②				
	単位:か所					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	20	51	174	181	74					
成果指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②				
	単位:か所					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	20	51	174	181	74					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		48,843	291,263	353,797	52,703	
		事業者負担		2,898	8,115	611	398	
	その他							
	収入合計		51,741	299,378	354,408	53,101		
	市補助率(%)		94.4%	97.3%	99.8%	99.3%		
支出合計			51,741	299,378	354,408	53,101		
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0	0	0		
市負担額	一般財源							
	特定財源		48,843	291,263	353,797	52,703		
	人件費	正職員	人工	0.2	0.2	0.2	0.2	
			金額	1,502	1,535	1,551	1,567	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員		663	1,138			
	その他事務費		44	45	52	0		
	合計		51,052	293,981	355,400	54,270		
	受益対象者数		51	174	181	74		
補助金単位コスト(単位:円)			1,001,020	1,689,546	1,963,536	733,378		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である 会計処理は事業者から実績報告を受けており、適正に処理されている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◇ 終期末設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
		◇ 上記以外	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		介護サービスは、介護が必要な高齢者にとって不可欠なサービスであり、新型コロナウイルス感染者発生時においてもサービス提供を継続するためには、通常のサービス提供時以上の感染対策が必要となり経費の補助がなければ事業所の運営に支障を来すことから公益性が高い。	■ 公益性が高い
	3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	□ 公益性が高いとは言えない
		介護サービス事業所が感染症発生時においても、事業を継続するために必要である。	(左の内容を踏まえての評価)
4 効果	4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	■ 必要性が高い
		かかり増し経費を補助することにより、介護サービスを継続して提供することができた。	□ 必要性が高いとは言えない
	5 その他	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	■ 効果が高い
5 その他	5 その他	1(2)(3)	□ 効果が高いとは言えない
		地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)及び介護保険事業費補助金を財源とする道事業の間接補助事業であることから、市の補助率の参考基準と合致しない。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市介護サービス等継続支援事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
終了	新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業であり、終了する。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和4～6年度	新型コロナウイルス感染症の感染が収束しなかったため、令和6年度まで継続して実施した。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	補助が必要となる時期や金額の予測が困難。
解決に向けた取組	国の動向等を注視し、事業を検討していく。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	終了	—
外部評価	—	—
2次評価	終了	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.59】

補 助 金 名 称	旭川市長寿社会生きがい振興事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	H3		終期	—
予 算 事 業 名	長寿社会生きがい振興費					(事業コード)		032101		
所 管 部 署	福祉保険 部		長寿社会 課		高齢者支援 係		電話番号		内線 5334	
交付先(団体、個人等)	高齢者の社会参加や生きがいづくりを実施する団体(社会福祉法人旭川市社会福祉協議会)									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		在宅で生活する高齢者等。							
	(意図) どういう状態にしたい		高齢者の生きがいの高揚及び社会福祉の向上を図る。							
対象事業等の内容	市民の地域貢献を基本に、高齢者の社会参加や生きがいづくり及び生活援助事業の推進に資する事業。									
積算方法	要綱で定める補助対象経費により補助額を算定する。なお、補助率については申請を受け個別に審査し、補助限度額については当該年度の予算の範囲内で決定する。また、非継続的事業・小規模事業については定額制とし、当該年度の予算の範囲内で決定する。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助金交付団体(安心見守り)					②				
	単位:団体					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1	1	1	1	1					
成果指標と過去5年間の実績	① 安心見守り対象者数(市社協実施事業分)					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	3,848	3,253	4,299	3,418	3,589					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
		自己財源		2,870	3,366	3,931	4,192	4,192
		その他						
	収入合計		8,370	8,866	9,431	9,692	9,692	
	市補助率(%)		65.7%	62.0%	58.3%	56.7%	56.7%	
	支出合計		8,370	8,866	9,431	9,692	9,692	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源							
	特定財源		5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	
	人件費	正職員	人工金額	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
				601	614	620	627	646
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		6,101	6,114	6,120	6,127	6,146	
受益対象者数			113,111	112,887	112,408	111,895	111,384	
補助金単位コスト(単位:円)			54	54	54	55	55	
適格性			◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
			◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
			◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
			◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			事業内容はいずれも在宅で生活する高齢者等を支える事業等を交付対象とし、社会福祉の向上を図るものであり、補助目的に合致している。また、支出状況については支出証拠書類の提示を受け確認している。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付 基準 との 適合 性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
2 公益 性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◇ 上記以外	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
	(6)支出を証する書類の添付		■ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	□ 合致しない
		◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	■ 概ね合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		当該補助事業は、高齢者を主とした市民を対象に、地域の中で安心して安全に生活できるよう、地域ボランティア等の参加と協力により、共に地域を支え合うことを目的とした事業であるため、公益性は高い。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要 性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		当該補助事業は、地域力の停滞が指摘されている中、地域福祉の推進に効果的でかつ公益的な事業であり、補助事業に類似したサービス等を提供する団体等はないため、この補助金の必要性は高い。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		当該補助事業では、具体的な取組として3,589人の高齢者等への日常の見守り事業や、身近な地域交流の場であるふれあいサロンを運営し、延べ49,825人の高齢者が参加しており、それらの活動を通じて、地域のつながりの構築や、地域福祉の推進に寄与し	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		当該事業は、旭川市長寿社会生きがい基金の設置目的である長寿社会に対応する社会福祉活動を振興するため、当該基金から生ずる収益等を財源とした補助事業であり、要綱で補助事業の区分・対象ごとに補助率を定めているため、補助率の参考基準に合致していない。また、高齢者を主とした市民を対象に、地域の中で安心して安全に生活できるよう、地域ボランティアの参加と協力により、共に支え合うことを目的とした事業である。地域力の停滞が指摘されている中、独居高齢者の見守りや、孤立を防ぐための通いの場・居場所づくりなどを行っており、地域福祉の推進に欠かせない効果的でかつ公益的な事業への支援であることから、終期の設定はなじまないものである。	

4令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	旭川市長寿社会生きがい振興事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	基金の状況を踏まえ、事業の在り方を検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和4年度	重層的支援体制整備事業交付金を活用(補助金額の1/2)。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	担い手不足や担い手の固定化、物価高騰に伴う運営負担の大きさなどから、新たな活動や取組の実施に至っていない地区が多い。
解決に向けた取組	地域福祉活動に対する住民への啓発や、これまでの概念にとらわれない、地域福祉活動を担う新たな社会資源の発掘や育成が重要。

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	現行どおり
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.60】

補 助 金 名 称	旭川市老人クラブ運営費補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への運営費補助					始期	S39		終期	
予 算 事 業 名	老人クラブ・高齢者いきいの家運営費					(事業コード)		032103		
所 管 部 署	福祉保険 部		長寿社会 課		高齢者支援 係		電話番号	内線 5318		
交付先(団体、個人等)	市内の老人クラブ									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		老人クラブ							
	(意図) どういう状態にしたい		健全な運営を図り、老人クラブ活動を充実させることにより、高齢者福祉の増進を図る。							
対象事業等の内容	老人クラブの運営及び老人クラブが行う社会参加活動等に要する経費に対し、補助金を交付する。									
積算方法	会員数に応じた人数基本額(33,000～57,000円)、地域を豊かにする活動実施状況に応じた活動加算額(4,000円×1～6区分)及び高齢者いきいの家運営加算額の合計額									
事業量指標と過去5年間の実績	① 老人クラブ数(休止除く)					② 老人クラブ会員数				
	単位:か所					単位:人				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	98	92	87	84	80	5,878	5,234	4,539	4,178	3,883
成果指標と過去5年間の実績	① 老人クラブ加入率					②				
	単位:%					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	4.4	3.9	3.4	3.1	2.9					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		7,313	7,962	6,823	5,242	4,829
		市補助金		25,424	25,249	24,847	23,670	25,527
		会費		6,716	5,932	6,062	5,733	5,421
		寄附金		1,011	908	1,312	1,625	1,282
		助成金		4,286	4,340	4,295	4,200	4,064
		その他		3,305	5,718	10,567	10,420	8,870
	収入合計		48,055	50,109	53,906	50,890	49,993	
	市補助率(%)		52.9%	50.4%	46.1%	46.5%	51.1%	
	支出合計		40,093	43,285	48,664	46,061	49,993	
	うち食糧費、交際費							
次年度繰越		7,962	6,823	5,242	4,829	0		
市負担額	一般財源		16,413	16,170	16,100	15,290	17,018	
	特定財源		9,011	9,079	8,747	8,380	8,509	
	人件費	正職員	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
		人工金額	2,252	2,302	2,327	2,350	2,423	
	臨時・嘱託／会計年度任用職員							
	その他事務費							
	合計		27,676	27,551	27,174	26,020	27,950	
受益対象者数		86,662	128,176	140,669	145,680	138,400		
補助金単位コスト(単位:円)		319	215	193	179	202		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理については、会計責任者のもと行われており、また、各老人クラブの総会時において、監査から会計監査報告を受けていることから、適正に処理されている。繰越金については、その繰越理由を報告してもらい、妥当性を判断している。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	■ 合致する
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
(6)支出を証する 書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	□ 合致する (※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない	
2	公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する) 老人クラブへの支援は老人福祉法第13条によって定められており、国庫補助(補助率3分の1)があり、公益性は高く、また、地域福祉や介護予防の観点からも大きな役割を果たしており、高齢者福祉の更なる充実のために必要な事業である。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
3	必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する) 自主財源がとぼしく、補助金がなくなった場合の事業の維持は困難となる。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4	効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する) 各老人クラブに補助金を交付することで、3,883人のクラブ会員の活動が促進されるとともに、延べ141,797人のいこいの家の利用があり、高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、健全で安らかな生活づくりが推進された。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5	その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。 老人クラブはおおむね60歳以上の者で構成する地域組織であり、かつ、高齢者いこいの家を運営する老人クラブについては、高齢者いこいの家の管理運営上特に必要な場合を除き、施設利用に当たっての利用料を無料としていることから、運営経費の大部分を補助金に頼らざるを得ない状態にあるため、受益者負担及び補助率の参考基準については補助金交付基準と合致していない。また、地域福祉や介護予防の観点からも大きな役割を果たしており、高齢者福祉の更なる充実のために必要な事業であることから、見直し期間を設定することは困難である。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市老人クラブ運営費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	基金の状況を踏まえ、事業の在り方を検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
	新型コロナウイルスの蔓延で老人クラブが弱体化(会員数の減少)したことにより、事業の在り方を検討することができなかった。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	老人クラブ会員数の長期減少傾向を踏まえ、老人クラブ活動内容などの事業の在り方の見直しが課題である。
解決に向けた取組	令和7年度に実地調査などを行い実態を把握した上で、事業の在り方を検討を進める。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	見直し	実地調査等を踏まえ、補助基準等の見直しを検討する。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	会員数が減少傾向であることや、一部の高齢者にしか効果が及ばないことを踏まえ、高齢者福祉全体を推進する観点から、より広く効果が得られる施策への転換も含めて、在り方を検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.61】

補 助 金 名 称	旭川市老人クラブ連合会運営費補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への運営費補助					始期	S49		終期	
予 算 事 業 名	老人クラブ・高齢者いこいの家運営費					(事業コード)		032103		
所 管 部 署	福祉保険 部		長寿社会 課			高齢者支援 係		電話番号	内線 5318	
交付先(団体、個人等)	旭川市老人クラブ連合会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川市老人クラブ連合会(各単位老人クラブの育成指導と連絡調整を行う団体)							
	(意図) どういう状態にしたい		各単位老人クラブの育成及び効果的な運営を行うための各種事業を行うことにより、老人クラブ活動を充実させ、高齢者福祉の増進を図る。							
対象事業等の内容	老人クラブ連合会の運営及び老人クラブ連合会が行う高齢者の生きがいや健康づくりの推進、老人クラブの育成及び効果的な運営並びに地区老連(同一地区内の老人クラブが連携して様々な事業を行う組織)活動の強化・推進を図ることを目的とした各種事業									
積算方法	①補助対象経費の実支出額の2分の1に相当する額と総事業費から収入額(会費、負担金、市補助金を除く補助金、広告料、雑収入等)を控除した額とを比較して少ない方の額 ②連合会事務局職員の人件費									
事業量指標と過去5年間の実績	① 地区老連活動実績数					② 老人クラブ会員数				
	単位:か所					単位:人				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	7	4	6	7	6	5,878	5,234	4,539	4,178	3,883
成果指標と過去5年間の実績	① 老人クラブ加入率					②				
	単位:%					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	4.4	3.9	3.4	3.1	2.9					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		5,264	5,670	6,239	7,399	2,565
		会費		589	553	528	494	472
		負担金			232	965	640	1,744
		その他		350	350	320	764	160
	収入合計		6,203	6,805	8,052	9,297	4,941	
	市補助率(%)		84.9%	83.3%	77.5%	79.6%	51.9%	
	支出合計		6,203	6,805	8,052	9,297	4,941	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越							
市負担額	一般財源		2,997	3,420	3,938	4,933	1,710	
	特定財源		2,267	2,250	2,301	2,466	855	
	人件費	正職員	人工	0.25	0.25	0.25	0.3	0.3
			金額	1,877	1,918	1,939	1,958	2,423
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		7,141	7,588	8,178	9,357	4,988	
受益対象者数		5,234	4,539	4,178	3,883	3,690		
補助金単位コスト(単位:円)		1,364	1,672	1,957	2,410	1,352		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
				会計処理については、会計責任者のもと行われており、また、総会時において、監査から会計監査報告を受けていることから、適正に処理されている。繰越金については精算時に剰余金を全額返還していることから、繰越金は生じない。				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付 基準 との 適合 性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	■ 合致する
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考 基準	◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	□ 合致する
		◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
2 公益 性	(4)見直し期間 (終期設定)		
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 概ね合致する
		◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する) 老人クラブ連合会への支援は、老人福祉法第13条で規定する老人の福祉を増進する事業を振興するものと位置付けられ、国庫補助(補助率3分の1)があり、公益性は高く、また、地域福祉や介護予防の観点からも大きな役割を果たしており、高齢者福祉の更なる充実のために必要な事業である。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
3 必要 性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する) 自主財源がとぼしく、補助金がなくなった場合の事業の維持は困難となる。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する) 旭川市老人クラブ連合会が主催するカラオケ交流会、パークゴルフ大会、研修会などをおとして、老人クラブ会員相互の親睦や情報共有が図られ、老人クラブ活動の充実に繋がった。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。 補助率については、運営費のうち平成24年度から旭老連事務局職員人件費を全額補助対象とする見直しを行ったため、参考基準に合致しない(事業費相当分で見ると補助率は30%弱となる)。また、地域福祉や介護予防の観点からも大きな役割を果たしており、高齢者福祉の更なる充実のために必要な事業であることから、見直し期間を設定することは困難である。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市老人クラブ連合会運営費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	基金の状況を踏まえ、事業の在り方を検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
	新型コロナウイルスの蔓延で老人クラブが弱体化したことにより、旭川市老人クラブ連合会の事業の在り方を検討することができなかった。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	老人クラブ会員の減少に歯止めがかからない状況を踏まえ、連合会事業の改善が課題である。
解決に向けた取組	令和7年度から連合会の事業の改善について、本市と連合会の間で協議を開始する。

6全体的評価

評価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	令和7年度予算で見直し済
外部評価	—	—
2次評価	見直し	関連する補助金と合わせて見直しを検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.62】

補 助 金 名 称	旭川市高齢者いきいの家運営費補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への運営費補助					始期	H9		終期	-
予 算 事 業 名	老人クラブ・高齢者いきいの家運営費					(事業コード)		032103		
所 管 部 署	福祉保険 部		長寿社会 課		高齢者支援 係		電話番号	内線 5318		
交付先(団体、個人等)	高齢者いきいの家運営委員会									
交付目的	(対象) 誰, 何に対して		おおむね60歳以上の旭川市民							
	(意図) どういう状態にしたい		適正な管理運営のもと, 高齢者が楽しい仲間を見つけ, 生きがいや喜びを感じることができるよう, 娯楽やレクリエーションなどの活動を楽しめる身近な場所を提供し, 高齢者の健康で明るい生活につなげる。							
対象事業等の内容	高齢者いきいの家の管理運営に必要な費用を助成する。									
積算方法	利用施設形態及び月開設日数並びに利用者数に応じた算定費目の合算額を補助。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 高齢者いきいの家数(休止除く)					②				
	単位: か所					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	55	52	46	42	38					
成果指標と過去5年間の実績	① 利用者延数					②				
	単位: 人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	50,650	40,787	53,004	48,870	54,101					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		1,401	1,186	876	998	1,191
		市補助金		11,406	10,680	9,628	9,280	8,946
		その他		209	338	239	221	200
	収入合計		13,016	12,204	10,743	10,499	10,337	
	市補助率(%)		87.6%	87.5%	89.6%	88.4%	86.5%	
	支出合計		11,830	11,328	9,745	9,308	10,337	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		1,186	876	998	1,191	0	
市負担額	一般財源			10,680	9,628	9,280	8,946	
	特定財源		11,406	0	0	0	0	
	人件費	正職員	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
		人工金額	2,252	2,302	2,327	2,350	2,423	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		13,658	12,982	11,955	11,630	11,369	
	受益対象者数		40,787	53,004	48,870	54,101	49,191	
補助金単位コスト(単位:円)		335	245	245	215	231		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
			■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
			□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	高齢者が身近な場所で生きがい・健康づくりを実践することは、介護予防と健康増進につながるるとともに、老人福祉法の理念にも合致した公益的な事業である。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	受益者負担がない形での事業運営を行っていることから、補助金への依存度は高い。現時点においては補助金がなくなった場合の施設の運営維持は困難である。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	各いこいの家運営委員会に補助金を交付することで、延べ54,101人のいこいの家の利用があり、高齢者の心身の健康の増進が図られた。		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	現状においては、補助金の交付先団体が利用者(高齢者)、民生児童委員、町内会等の代表等で構成する非営利の地域組織であり、かつ、ごく一部を除いた利用者が退職後の高齢者であるため、管理運営上特に必要な場合を除き、施設利用に当たっての利用料を無料としている。運営経費の大部分を補助金に頼らざるを得ない状態にあるため、受益者負担及び補助率の参考基準については、補助金交付基準と合致していない。また、介護予防、健康相談、防火防犯啓発、交通安全など関係機関の啓発活動のために、高齢者いこいの家が利用されており、高齢者福祉全般的な観点からも、その役割は重要かつ継続性を持っているため、見直し期間を設定することは困難である。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市高齢者いこいの家運営費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	基金の状況を踏まえ、事業の在り方を検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
	新型コロナウイルスの蔓延で高齢者いこいの家の利用者が大幅減となったことにより、事業の在り方を検討することができなかった。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	高齢者いこいの家の施設数の長期減少傾向を踏まえ、高齢者いこいの家の位置付けや活動内容などの事業の在り方の見直しが課題である。
解決に向けた取組	令和7年度にアンケート調査など行い実態を把握した上で、事業の在り方を検討を進める。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	見直し	アンケート調査等を踏まえ、補助基準等の見直しを検討する。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	会員数が減少傾向であることや、一部の高齢者にしか効果が及ばないことを踏まえ、高齢者福祉全体を推進する観点から、より広く効果が得られる施策への転換も含めて、在り方を検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.63】

補 助 金 名 称	旭川市地域敬老会事業開催補助金										
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助						始期	R4		終期	—
予 算 事 業 名	高齢者生きがい対策費						(事業コード)		032104		
所 管 部 署	福祉保険 部		長寿社会 課		高齢者支援 係		電話番号		内線5334		
交付先(団体、個人等)	地域の市民委員会, 地区社会福祉協議会, 町内会等										
交付目的	(対象) 誰、何に対して		77歳以上の高齢者。								
	(意図) どういう状態にしたい		敬老会に要する経費を補助することで, 地域で開催する敬老会を奨励し, 地域住民の敬老精神の高揚を図る。								
対象事業等の内容	地域で77歳以上の高齢者を招待し, 敬老会(祝賀行事)を開催する。										
積算方法	①敬老会に出席した77歳以上の高齢者人数×2,000円(基本額) ②世代間交流・健康増進・生きがいづくりに関する事業を実施した場合に, 出席人数に応じて要綱で定める額を加算 ③敬老会開催において実施団体が自ら対象者の名簿を作成する場合に, 対象者の人数に応じて要綱で定める額を加算										
事業量指標と過去5年間の実績	① 敬老会実施団体					② 77歳以上高齢者数					
	単位:団体					単位:人					
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06	
			9	43	69			53,536	54,867	56,571	
成果指標と過去5年間の実績	① 出席者数(延べ人数)					② 出席者率(77歳以上で出席した割合)					
	単位:人					単位:%					
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06	
			662	2,240	3,053			1.24	4.08	5.40	

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金			1,408	5,802	7,020	10,298
		市社協助成			40	0	0	0
		寄付金等			186	969	881	1,292
		実施団体負担金			936	3,779	5,039	7,392
		その他						
	収入合計			2,570	10,550	12,940	18,982	
	市補助率(%)			54.8%	55.0%	54.3%	54.3%	
支出合計				2,570	10,550	12,940	18,982	
	うち食糧費、交際費			1,446	6,222	7,792	11,431	
次年度繰越				0	0	0	0	
市負担額	一般財源			853	4,345	4,886	7,024	
	特定財源			555	1,457	2,134	3,274	
	人件費	正職員	人工金額		0.5	0.5	0.5	0.5
					3,837	3,878	3,917	4,038
	臨時・嘱託／会計年度任用職員							
	その他事務費							
	合計			5,245	9,680	10,937	14,336	
受益対象者数				53,536	54,867	56,571	57,639	
補助金単位コスト(単位:円)				98	176	193	249	
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営、会計処理等		◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
			◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
			◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			町内会等の団体は一定の区域を単位として、その地域に住む住民同士が助け合い協力しあって、住みよい地域社会を創っていく目的があり、補助金の目的と整合性がとれている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◇ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
2 3 4 5	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◇ 上記以外	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	□ 概ね合致する
	2公益性	◇ 上記以外	□ 合致しない
		(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
	3必要性	当該補助事業は、高齢者の長寿を祝い、地域住民の敬老精神の高揚を図るものとして、老人福祉法第5条の趣旨に基づき実施するものであり、公益性は高い。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
	4効果	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		地域で開催する敬老会を奨励することで、高齢者福祉の理解向上だけでなく、地域力の向上、生きがいづくり、世代間交流など地域福祉の推進に繋がっており、必要性は高い。	■ 必要性が高い
5 その他	5その他		□ 必要性が高いとは言えない
		(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
	5その他	開催地域では高齢者福祉の理解向上だけでなく、地域の結束力が強化され、また、高齢者が披露する出し物等の練習に励むことで、フレイル予防に繋がっているため、効果が高い。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
		「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	旭川市地域敬老会事業開催補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
-	-
(2)対応年度	具体的な内容と効果
-	-

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
-	-

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	多くの実施団体の担当者自身も高齢化が進み申請等の手続きが難しくなっている。
解決に向けた取組	より多くの地域で開催できるよう実施団体の負担軽減に資する取り組みを幅広く検討する。

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	見直し	実施団体の負担軽減に資する取り組みを検討するとともに、敬老会関連事業である長寿祝金の贈呈方法、対象年齢等の見直しも併せて検討する。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	実施団体の負担軽減に資する取組を検討するとともに、敬老会関連事業である長寿祝金の贈呈方法、対象年齢等の見直しも併せて検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.64】

補 助 金 名 称	旭川市障害者相談支援事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	H18		終期	-
予 算 事 業 名	障害者相談支援費					(事業コード)		031112		
所 管 部 署	福祉保険 部		障害福祉 課			障害事業 係		電話番号	内線5331	
交付先(団体、個人等)	(福)あかしあ労働福祉センター, NPO法人ベネッセレ									
交付目的	(対象) 誰, 何に対して		日常生活において不安や疑問等を抱える障害者							
	(意図) どういう状態にしたい		障害者, 家族等からの相談に応じ、障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援する。							
対象事業等の内容	障害者相談支援事業の運営に要する人件費、事務費等を補助する。									
積算方法	相談支援事業所の主な事業内容により決定する。									
事業量指標と過去5年間の実績	①					② 相談件数				
	単位:か所					単位:件				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	2	2	2	2	2	6,487	7,022	7,459	8,797	11,971
成果指標と過去5年間の実績	① 相談件数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	6,487	7,022	7,459	8,797	11,971					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		17,268	17,268	17,268	17,268	17,268
		協議会負担						
		その他		2,140	2,520	2,500	2,509	3,585
	収入合計		19,408	19,788	19,768	19,777	20,853	
	市補助率(%)		89.0%	87.3%	87.4%	87.3%	82.8%	
	支出合計		19,408	19,788	19,768	19,777	20,853	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源		17,268	17,268	17,268	17,268	17,268	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
				751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		18,019	18,035	18,044	18,051	18,076	
受益対象者数		7,022	7,459	8,797	7,411	7,500		
補助金単位コスト(単位:円)		2,566	2,418	2,051	2,436	2,410		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
		団体の運営、		◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
(4)見直し期間(終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない	
	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満	
	◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
	◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
(6)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する(※左欄2項目とも適合)	
	◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 概ね合致する	
	◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。		
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	障害者に対する医療・福祉の領域や社会基盤との連携強化のための調整、障害に対する理解促進などの事業を実施している地域活動支援センターⅠ型に対して、それらに関わる相談支援業務へ補助を行うことにより、日常生活での困りごとを相談できる機会が提供され、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援してい		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	収益性に乏しく、補助金がない場合の本事業の維持は困難である。また、本事業がなくなった場合、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした障害者やその家族等からの相談に応じる場を失うこととなる。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	相談件数は年々増加し令和6年は1万件以上の相談に応じ、必要な情報の提供、社会資源を活用するための同行支援等の便宜を供与している。これらは地域の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、本来市が実施すべき事業を補助によって実現したものであり、効果は高い。		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	(2)受益者負担:受益者負担になじまない非営利事業であり、障害者等の地域生活相談支援拠点として、地域の障害者等に対し、高く寄与している。		
	(3)補助率の参考基準:財政基盤が極めて弱く、運営費の大半が補助金のため、基準による補助率の適用が困難である。		
	(4)見直し期間の設定:地域活動支援センターⅠ型(障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業の必須事業)への設置が必須である相談支援事業所に対しての補助であることから、見直しの期間の設定はしていない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	旭川市障害者相談支援事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	多様化する地域の障害者のニーズに対応した支援サービス提供の継続。
解決に向けた取組	研修等の充実により相談員の資質向上を図る。

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	障害者地域生活支援の重要拠点である障害者地域活動支援センターと一体となった障害者の相談支援拠点として事業を継続する。
外部評価	－	－
2次評価	継続	－

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.65】

補 助 金 名 称	旭川障害者連絡協議会バス運行事業補助金										
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助						始期	H14		終期	-
予 算 事 業 名	障害者地域生活支援事業費						(事業コード)		031308		
所 管 部 署	福祉保険 部		障害福祉 課			障害事業 係		電話番号		内線5332	
交付先(団体、個人等)	特定非営利活動法人 旭川障害者連絡協議会										
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川市障害者福祉センター連絡バス運行事業を行う特定非営利活動法人旭川障害者連絡協議会								
	(意図) どういう状態にしたい		北彩都地区の旭川市障害者福祉センター(以下「おびった」という。)と市内中心部を結ぶシャトルバスを運行することにより、おびったを利用する障害者の利便性を高める。								
対象事業等の内容	旭川障害者連絡協議会が運行する障害者福祉センター連絡バス事業に対し、運行に必要な経費を補助する。										
積算方法	補助対象経費の職員給与・社会保険料・燃料費・修繕費・自動車保険料等の合算額を限度として、予算の範囲内で市長が適当と認める額。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 乗車人数					② 運行日数					
	単位:人					単位:日					
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06	
	2,193	1,946	2,446	2,658	3,545	262	230	284	289	286	
成果指標と過去5年間の実績	① 年間運行便数					②					
	単位:便					単位:					
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06	
	2,096	1,610	1,988	1,323	2,002						

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		7,895	7,895	7,895	7,895	7,895
		協議会負担		608	1,133	503	630	201
		その他						
	収入合計		8,503	9,028	8,398	8,525	8,096	
	市補助率(%)		92.8%	87.5%	94.0%	92.6%	97.5%	
	支出合計		8,503	9,028	8,398	8,525	8,096	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源		4,177	4,272	4,307	4,421	1,974	
	特定財源		3,718	3,623	3,588	3,474	5,921	
	人件費	正職員	人工金額	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
				751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		8,646	8,662	8,671	8,678	8,703	
受益対象者数		1,946	2,446	2,658	3,545	3,500		
補助金単位コスト(単位:円)		4,443	3,541	3,262	2,448	2,487		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
		団体の運営、会計処理等		◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
				◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
				会計処理は、総会時において監査から会計監査報告を受けていることから、適正に処理されている。 事業の報告書を審査した結果、事業内容等と補助目的との整合性はとれている。繰越金は発生していない。				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
	(3)補助率の参考基準	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
2 公益性	(4)見直し期間(終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
	(5)交付規程(支出根拠)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	
3 必要性	(6)支出を証する書類の添付	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程(支出根拠)	◇ 奨励目的の補助、終期を設定	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	
4 効果	(6)支出を証する書類の添付	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程(支出根拠)	◇ 奨励目的の補助、終期を設定	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	
5 その他	(6)支出を証する書類の添付	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程(支出根拠)	◇ 奨励目的の補助、終期を設定	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	
6 全体的評価	(6)支出を証する書類の添付	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程(支出根拠)	◇ 奨励目的の補助、終期を設定	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	
7 結果	(6)支出を証する書類の添付	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程(支出根拠)	◇ 奨励目的の補助、終期を設定	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	
8 見直し	(6)支出を証する書類の添付	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程(支出根拠)	◇ 奨励目的の補助、終期を設定	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	
9 終了	(6)支出を証する書類の添付	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程(支出根拠)	◇ 奨励目的の補助、終期を設定	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	

4 令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	旭川障害者連絡協議会バス運行事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	バス乗車人数が減少傾向であることから、効率的な運行となるよう運行方法を見直すこと。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和3年度	運行の必要性について、北彩都地区の公共交通機関及び連絡バス利用状況の確認を継続的に実施した。なお、乗車人数は増加しており今後も状況を確認していく。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5 補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	
解決に向けた取組	

6 全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	北彩都地区の公共交通機関については利便性が高いとは言えず、使用者数も減少しておらず障害者福祉センターを利用するための連絡バスが必要不可欠であるため継続とする。
外部評価	見直し	利用者が減少傾向にあることや、福祉タクシー利用料金等助成事業のタクシー券の拡充など、代替となり得る制度の整備が進んだことから、廃止又は事業費縮減を検討すること。
2次評価	見直し	利用者が減少傾向にあることや、福祉タクシー利用料金等助成事業のタクシー券の拡充など、代替となり得る制度の整備が進んだことから、廃止又は事業費縮減を検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.66】

補 助 金 名 称	地域活動支援センター補助金										
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助						始期	H18		終期	
予 算 事 業 名	障害者地域生活支援事業費						(事業コード)		031308		
所 管 部 署	福祉保険 部		障害福祉 課			障害事業 係		電話番号		内線5331	
交付先(団体、個人等)	地域活動支援センター運営主体((福)あかしあ労働福祉センター・NPO法人ベネッセレ・(福)旭川旭親会)										
交付目的	(対象) 誰, 何に対して		一般就労することが困難な障害者								
	(意図) どういう状態にしたい		通所による生活訓練、作業訓練を行うとともに、福祉的就労の場や社会交流の場を設け、地域社会や関係機関と一体となり、障害者の自立促進と福祉向上を図る。								
対象事業等の内容	地域活動支援センターの運営に要する人件費、事務費等を補助する。										
積算方法	地域活動支援センターの主な指導内容(作業指導・生活指導・文化的創造活動)、利用者数、職員配置数により決定する。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 地域活動支援センター数					② 1日平均利用者数					
	単位:か所					単位:人					
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06	
	4	4	4	3	3	64	62	59	49	50	
成果指標と過去5年間の実績	① 年間実利用者数					②					
	単位:人					単位:					
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06	
	288	266	259	240	246						

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		9	81			
		市補助金		37,456	38,327	30,869	30,073	30,855
		協議会負担						
		その他補助金		1,544	673	631	1,427	1,430
		寄付金等		7,846	8,166	5,846	6,503	6,500
		その他						
	収入合計		46,855	47,247	37,346	38,003	38,785	
	市補助率(%)		79.9%	81.1%	82.7%	79.1%	79.6%	
	支出合計		46,774	47,247	37,346	38,003	38,785	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		81	0	0	0	0	
市負担額	一般財源		30,638	31,546	24,770	23,791	20,873	
	特定財源		6,818	6,781	6,099	6,282	9,982	
	人件費	正職員	人工	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
			金額	1,502	1,535	1,551	1,567	1,615
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		38,958	39,862	32,420	31,640	32,470	
受益対象者数			266	259	240	246	245	
補助金単位コスト(単位:円)			146,459	153,907	135,083	128,618	132,531	
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
		会計処理は、総会時において監査から会計監査報告を受けていることから、適正に処理されている。 繰越金は発生していない。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	□ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
◆ 終期末設定で、補助継続4年以上		■ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
(6)支出を証する 書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)	
	◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 概ね合致する	
	◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。		
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する) 障害者等の社会参加を支援する地域活動支援センターの運営を支援することで、積極的に地域社会とつながることが難しい障害者等に対して、日中の居場所づくりや生きがいに係る取組等が推進され、地域社会との交流が促進されることにより、地域共生社会の実現に寄与している。		(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
	3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する) 収益性に乏しいため、補助金がなくなった場合の本事業の維持は困難となる。また、本事業がなくなった場合、地域の障害者等の自立と社会参加の促進を図るための貴重な日中活動の場を失うこととなる。	
4 効果		(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する) 年間250人程度の一般就労が難しい障害者等に対して、創作的活動、生産活動、地域との交流等を図るための場及び機会を提供しており、もって障害者等がいきいきと暮らすための自立と社会参加の促進に寄与していると言え、効果は高い。	
	5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
(2)受益者負担:旭川市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例第13条において、「地域活動支援センターが利用者等に対して金銭を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。」と規定されていることから、受益者負担の設定は行っていない。			
(3)補助率の参考基準:財政基盤が極めて弱く、運営費の大半が補助金のため、基準による補助率の適用が困難である。			
(4)見直し期間の設定:地域活動支援センターは、障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業の必須事業であることから、見直しの期間の設定はしていない。			

4 令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	地域活動支援センター補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5 補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	
解決に向けた取組	

6 全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	地域活動支援センターは、障害者の地域生活支援に関する重要拠点であり、障害者の地域移行促進の国の方針にも合致するため継続する。
外部評価	－	－
2次評価	継続	－

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.67】

補 助 金 名 称	精神障害者地域社会参加・ふれあい交流事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	H18		終期	-
予 算 事 業 名	障害者地域生活支援事業費					(事業コード)		031308		
所 管 部 署	福祉保険 部		障害福祉 課		障害事業 係		電話番号		内線5332	
交付先(団体、個人等)	アキレス(精神障害当事者団体)									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		精神障害者及び地域住民							
	(意図) どういう状態にしたい		精神障害者と地域住民との交流を促進するとともに、地域住民に対するノーマライゼーション理念の普及啓発を図り、精神障害者等の社会参加を促進する。							
対象事業等の内容	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業及び芸術文化講座開催等事業並びにその他社会参加促進事業									
積算方法	補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を限度とし、当該会計年度予算の範囲内で定めた額とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 事業参加者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	0	0	25	25	30					
成果指標と過去5年間の実績	① 事業参加者数					② 報告集配布数				
	単位:人					単位:部				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	0	0	25	25	30		375			

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		219	265	298	300	300
		協議会負担						
		その他						
	収入合計		219	265	298	300	300	
	市補助率(%)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	支出合計		219	265	298	300	300	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源		120	132	156	171	75	
	特定財源		99	133	142	129	225	
	人件費	正職員	人工金額	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
				375	384	388	392	404
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		594	649	686	692	704	
受益対象者数			375	25	25	30	30	
補助金単位コスト(単位:円)			1,584	25,960	27,440	23,067	23,467	
適格性			◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
			◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
			◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
			◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			要綱に基づき申請を受け付け、補助目的と整合性はとれている。 繰越金は発生していない。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
	(3)補助率の参考基準	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 有(4年以上)	
(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 継続4年未満	
	◇ 上記以外	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
	◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。		
	◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
2 公益性	◇ 上記以外	■ 合致する	
		□ 合致しない	
3 必要性	◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 合致する(※左欄2項目とも適合)	
	◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	■ 概ね合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
4 効果	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	当該事業について市民、関係団体等に広く周知し、精神障害者の社会参加促進等に寄与している。	■ 公益性が高い	
		□ 公益性が高いとは言えない	
5 その他	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	当該事業の実施団体は、精神保健福祉関係の当事者や職員有志により設立されており、財政基盤がないため、補助金の交付がなければ事業の実施が困難である。	■ 必要性が高い	
		□ 必要性が高いとは言えない	
6 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	本市の補助金以外の収入がないため、補助金によって事業を実施することができている。新型コロナウイルスの影響により、R2は中止、R3は書面開催。当事者の意見交換の場は少なく、ピアミーティングへの参加により、当事者の社会参加へのきっかけとなっている。	■ 効果が高い	
		□ 効果が高いとは言えない	
7 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	(2)受益者負担:社会参加促進事業のため、負担を設定していない。		
	(3)補助率の参考基準:交付団体は、精神保健関係の当事者や職員有志により設立されているため、財政基盤がなく、補助率の適用は困難である。		
8 その他	(4)見直し期間の設定:精神障害者は増加しており、自発的な社会参加が期待される事業の継続は重要であり、終期を設定していない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	精神障害者地域社会参加・ふれあい交流事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	障害者の社会参加や自立促進及び地域住民への障害者理解に効果があり、補助金があれば事業継続は事実上不可能であるため継続する。
外部評価	－	－
2次評価	継続	－

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.68】

補 助 金 名 称	発達障害啓発事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	R6		終期	-
予 算 事 業 名	障害者地域生活支援事業費					(事業コード)		031308		
所 管 部 署	福祉保険 部		障害福祉 課			障害事業 係		電話番号	内線5332	
交付先(団体、個人等)	世界自閉症啓発デー旭川実行委員会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		世界自閉症啓発デー旭川実行委員会(自閉症等の当事者、家族で構成される団体)							
	(意図) どういう状態にしたい		自閉症を含む発達障害について、市民が理解を促進し、地域住民に対するノーマライゼーション理念の普及啓発を図り、発達障害者の社会参加を促進する。							
対象事業等の内容	自閉症を含む発達障害について啓発するためのパネル展示、常盤ロータリータワーのライトアップ、講演会を実施している。									
積算方法	補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を限度とし、当該会計年度予算の範囲内で定めた額とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 講演会参加人数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					113					
成果指標と過去5年間の実績	① 講演会参加人数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					113					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金					200	200
		自己負担					66	70
		その他						
	収入合計					266	270	
	市補助率(%)					75.2%	74.1%	
	支出合計					266	270	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越					0	0		
市負担額	一般財源					200	200	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額				0.05	0.05
							392	404
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計					592	604	
受益対象者数					113	113		
補助金単位コスト(単位:円)					5,239	5,345		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
				要綱に基づき申請を受け付け、補助目的と整合性はとれている。 繰越金は発生していない。				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満	
	◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
	◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)	
	◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 概ね合致する	
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。		
	◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する) 当該事業について市民、関係団体等に広く周知し、発達障害に対する市民への理解、啓発に寄与している。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する) 当該事業の実施団体は、精神保健福祉関係の家族会や当事者団体により構成されており、財政基盤がないため、補助金の交付がなければ事業の実施が困難である。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない	
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する) 本市の補助金以外は寄付金等による収入となり、補助金によって事業を実施することができている。発達障害に関する啓発の場は限られており、市民への啓発の場として効果が高いと言える。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない	
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。 (2)受益者負担:社会参加促進事業のため、負担を設定していない。 (3)補助率の参考基準:交付団体は、精神保健関係の当事者や職員有志により設立されているため、財政基盤がなく、補助率の適用は困難である。 (4)見直し期間の設定:精神障害者は増加しており、自発的な社会参加が期待される事業の継続は重要であり、終期を設定していない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	自閉症を含む発達障害について、市民が理解を促進し、ノーマライゼーション理念の普及啓発を図り、発達障害者の社会参加を促進するために効果があり、補助金がなければ事業継続は事実上不可能であるため継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.69】

補 助 金 名 称	手話劇祭実行委員会負担金									
補 助 金 の 性 格	手話劇祭開催に係る負担金					始期	R6		終期	R6
予 算 事 業 名	手話劇祭開催事業費					(事業コード)		031348		
所 管 部 署	福祉保険 部		障害福祉 課		障害事業 係		電話番号	内線5264		
交付先(団体、個人等)	第7回全国手話言語市区長会手話劇祭実行委員会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		第7回全国手話言語市区長会手話劇祭実行委員会							
	(意図) どういう状態にしたい		第7回全国手話言語市区長会手話劇祭実行委員会が実施する事業に対して負担金を交付する							
対象事業等の内容	手話が身近な言語であることについての理解を深め、その普及を図るため全国手話言語市区長会の主催事業である「手話劇祭」を開催し、障がい者の社会参加促進、共生社会の推進に取り組む事業であり、事業実施にあたり、実行委員会に負担金を交付する。									
積算方法	総事業費350万円のうち、80%(270万円)は全国手話言語市区長会から助成があるため、残り80万円を旭川市が負担する。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 手話劇祭参加人数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					476					
成果指標と過去5年間の実績	① 手話劇祭参加人数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					476					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金					800	
		協議会負担						
		その他						
	収入合計					800		
	市補助率(%)					100.0%		
	支出合計					800		
うち食糧費、交際費								
次年度繰越					0			
市負担額	一般財源					800		
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額				0.2	
							1,567	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計					2,367		
	受益対象者数					476		
補助金単位コスト(単位:円)					4,973			
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			要綱に基づき申請を受け付け、補助目的と整合性はとれている。 繰越金は発生していない。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	■ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◆ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◇ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	当該事業について市民、関係団体等に広く周知し、手話は言語であることの理解、市民への普及啓発に寄与した。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	当該事業は助成金に上限があり、負担金の交付がなければ事業の実施が困難である。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	手話が身近な言語であることについての理解を深め、普及促進に寄与した。		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	(2)受益者負担:参加料は設定していない。		
	(3)補助率の参考基準:総事業費のうち80%が全国手話言語市区長会の助成、20%が市の負担となる。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	※令和6年度で終了
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	終了	—
外部評価	—	—
2次評価	終了	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要 【No.70】

補 助 金 名 称	旭川市障害児入所施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	R6		終期	-
予 算 事 業 名	(新)障害児等性被害防止対策事業費					(事業コード)	031351			
所 管 部 署	福祉保険 部		障害福祉 課			障害事業 係	電話番号	内線5331		
交付先(団体、個人等)	市内障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川市内にある、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者のうち、障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所を事業として行う者							
	(意図) どういう状態にしたい		パーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や、保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラ等による支援内容の記録などを行う設備等の導入や更新を行うことにより、事業所利用者(児童)の性被害防止対策を行うことを目的とする。							
対象事業等の内容	性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費(燃料費, 印刷製本費, 光熱水費及び修繕料), 役務費(通信運搬費, 手数料), 委託料, 備品購入費を補助対象とする。									
積算方法	予算額を上限として、要綱で定める補助対象経費から、市補助金以外の収入を差し引いた金額に4分の3を乗じた額									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②				
	単位: か所					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					3					
成果指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②				
	単位: か所					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					3					

2 収支状況等 単位: 千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金					206	
		事業者負担					72	
		その他						
	収入合計					278		
	市補助率(%)					74.1%		
	支出合計					278		
うち食糧費、交際費								
次年度繰越					0			
市負担額	一般財源					69		
	特定財源					137		
	人件費	正職員	人工金額				0.2	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員					1,567	
	その他事務費							
	合計					1,773		
	受益対象者数					3		
補助金単位コスト(単位:円)					591,000			
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
		□ 有(4年以上)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 継続4年未満	
◆ 終期未設定で、補助継続4年以上		■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
	◇ 上記以外	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する	
	◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)	
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する	
	◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
2 公益性	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	パーティション、簡易扉、簡易更衣室等の設置やカメラ等の設備等の導入や更新を行うことにより、事業所利用者(児童)の性被害防止対策が図られることから、公益性が高い。	■ 公益性が高い	
3 必要性		□ 公益性が高いとは言えない	
	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	パーティション、簡易扉、簡易更衣室等の設置により、こどものプライバシー保護を図ることができる。また、カメラ等による支援内容の記録などを行う設備等の導入や更新を行うことにより、性被害の抑止効果が期待でき、保護者からの確認依頼等があった場合にも応じることができる。	■ 必要性が高い	
4 効果		□ 必要性が高いとは言えない	
	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	パーティション、簡易扉、簡易更衣室等の設置や、カメラ等による支援内容の記録などを行う設備等の導入や更新を行うことにより、事業所利用者(児童)の性被害防止対策が図られることから、保護者の不安軽減につながる。	■ 効果が高い	
5 その他		□ 効果が高いとは言えない	
	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
		(2)受益者負担及び(3)補助率の参考基準：国庫補助事業の実施要綱に基づき補助を行うため。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	パーティーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置や、カメラ等による支援内容の記録などを行う設備等の導入や更新を行うことにより、事業所利用者(児童)の性被害防止対策を図ることが必要であり、事業所への調査においても当該補助のニーズが確認されているため、本補助金に係る国庫補助が継続される間は継続とする。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄：継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.71】

補 助 金 名 称	身体障害者自動車運転免許取得費等補助金(身体障害者運転免許取得費補助金分)									
補 助 金 の 性 格	個人への事業費補助					始期	S49		終期	-
予 算 事 業 名	障害者社会参加支援費					(事業コード)		031318		
所 管 部 署	福祉保険 部		障害福祉 課			障害事業係 係		電話番号	内線5332	
交付先(団体、個人等)	身体障害者手帳(1～4級)の交付を受け、市内に居住地を有する者									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市内在住の身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けた者							
	(意図) どういう状態にしたい		普通自動車運転免許を取得するのに要した経費の一部を補助することにより、身体障害者の負担を軽減し、もってその自立更生の促進に寄与する。							
対象事業等の内容	自動車教習所において免許を取得するための教習を受けるのに要した経費の一部を補助する。									
積算方法	1件当たり8万円を上限とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助人数					② 補助対象者認定人数				
	単位:人					単位:人				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	2	2	3	4	0	2	1	4	4	2
成果指標と過去5年間の実績	① 補助人数					② 補助対象者認定人数				
	単位:人					単位:人				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	2	2	3	4	0	2	1	4	4	2

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		160	240	320		400
		個人負担		628	671	844		1,190
		その他						
	収入合計		788	911	1,164		1,590	
	市補助率(%)		20.3%	26.3%	27.5%		25.2%	
	支出合計		788	911	1,164		1,590	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		0	0	0		0		
市負担額	一般財源		160	240	320		400	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工	0.1	0.1	0.1		0.1
			金額	751	767	776		808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		911	1,007	1,096		1,208	
	受益対象者数		2	3	4		5	
補助金単位コスト(単位:円)		455,500	335,667	274,000		241,600		
適格性		共通事項	◇ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◇ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
		団体の運営、 会計処理等	◇ 交付申請等が定めたとおりになっている					
		◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている						
			◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	身体障害者に対して自動車運転免許取得に係る費用を補助することにより、身体障害者の免許取得が拡大され、生活の場が広がることで、自立更生が促進されるとともに、就労等の社会参加の促進にも寄与している。		■ 公益性が高い
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	身体障害者の運転免許取得を推進し、自立更生に寄与する目的であり、身体障害者の負担を軽減するために必要である。		■ 必要性が高い
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	運転免許取得に係る費用の3割弱を補助することで、身体障害者の社会参加を促し、自立更生に寄与していることから、効果は高い。		■ 効果が高い
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		□ 効果が高いとは言えない
	(3)補助率の参考基準:割合ではなく、80,000円を上限としている。 (4)見直し期間:見直し期間を未設定としているが、将来に向け国及び本市ともに障害者の社会参加を推進していく中で、本事業の活用により、経済的な基盤に関わらず、障害者の特性に応じ運転免許の取得が促進されることで、より円滑な社会参加が期待されるものであり、終期の設定はそぐわないと判断する。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	身体障害者自動車運転免許取得費等補助金(身体障害者運転免許取得費補助金分)
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	身体障がい者が運転免許を取得することで、社会参加を促し自立更生に寄与しているため継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.72】

補 助 金 名 称	身体障害者自動車運転免許取得費等補助金(重度身体障害者自動車改造費補助金分)									
補 助 金 の 性 格	個人への事業費補助					始期	S49		終期	-
予 算 事 業 名	障害者社会参加支援費					(事業コード)	031318			
所 管 部 署	福祉保険 部		障害福祉 課		障害事業 係		電話番号	内線5332		
交付先(団体、個人等)	市内在住の身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けた肢体不自由者 ※所得制限あり									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市内在住の身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けた肢体不自由者							
	(意図) どういう状態にしたい		就労等を理由に、自ら所有し運転する自動車の改造に要する経費の一部を補助することにより、重度身体障害者の社会復帰を図る。							
対象事業等の内容	自ら所有し運転する自動車の操縦装置等の改造に要した経費の一部を補助する。									
積算方法	1件当たり8万円を上限とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助人数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	9	4	5	5	3					
成果指標と過去5年間の実績	① 補助人数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	9	4	5	5	3					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		276	400	368	240	480
		個人負担		503	782	571	628	877
		その他						
	収入合計		779	1,182	939	868	1,357	
	市補助率(%)		35.4%	33.8%	39.2%	27.6%	35.4%	
	支出合計		779	1,182	939	868	1,357	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源		276	400	368	240	480	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
				751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		1,027	1,167	1,144	1,023	1,288	
受益対象者数		4	5	5	3	6		
補助金単位コスト(単位:円)		256,750	233,400	228,800	341,000	214,667		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			要綱に基づき申請を受け付け、補助目的と整合性はとれている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 有(4年以上)	
(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する(※左欄2項目とも適合)	
	◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 概ね合致する	
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。		
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	□ 合致しない	
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	重度身体障害者に対して自動車取得時の改造に係る費用を補助することにより、重度身体障害者の自動車の取得が拡大され、生活の場が広がることで、自立更生が促進されるとともに、就労等の社会参加の促進にも寄与している。	■ 公益性が高い	
		□ 公益性が高いとは言えない	
3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	身体障害者の自動車運転を可能とすることで、障害者の社会参加を促進する目的であり、身体障害者の負担を軽減するために必要である。	■ 必要性が高い	
		□ 必要性が高いとは言えない	
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	身体障害者の自動車運転を可能にすることは、障害者の社会参加を促し、自立更生に寄与する効果がある。年間申請件数は直近5年で平均6件と安定的に推移し、ニーズも認められるため、改造にかかる費用の一部を助成する効果は高い。	■ 効果が高い	
		□ 効果が高いとは言えない	
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	(3)補助率の参考基準:割合ではなく、80,000円を上限としている。 (4)見直し期間:見直し期間を未設定としているが、将来に向け国及び本市ともに障害者の社会参加を推進していく中で、本事業の活用により、障害者の特性に応じ自動車の改造が促進されることで、より円滑な社会参加が期待されるものであり、終期の設定はそぐわないと判断する。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	身体障害者自動車運転免許取得費等補助金(重度身体障害者自動車改造費補助金分)
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	肢体障害者自身が自分の自動車を運転できことは、社会参加の推進に寄与するため継続とする。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.73】

補 助 金 名 称	障害者バス利用環境整備支援補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	H26		終期	-
予 算 事 業 名	障害者バス利用促進補助金					(事業コード)		031319		
所 管 部 署	福祉保険 部		障害福祉 課			障害事業 係		電話番号	内線5332	
交付先(団体、個人等)	旭川電気軌道株式会社、道北バス株式会社、空知中央バス株式会社									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		公共交通機関である市内定期路線バス及びオンデマンド交通を利用する障害者							
	(意図) どういう状態にしたい		障害者基本法の趣旨にのっとり、3障害共通の取り扱いを進め、障害者の社会参加を促進する。							
対象事業等の内容	精神障害者保健福祉手帳所持者に対する市内区間の乗車料金の半額化を支援するため、市内一般乗合バス事業者等に対する補助事業を実施する。半額方法は、市内定期路線バス及びオンデマンド交通において、精神障害者保健福祉手帳を乗務員に提示した場合に、乗車区間に応じた運賃の半額で乗車させる。									
積算方法	通常運賃の額から半額化後の利用者負担額を控除して得た額を補助対象経費とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助金交付団体数					②				
	単位:社					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	3	3	3	3	3					
成果指標と過去5年間の実績	① 精神障害者保健福祉手帳所持者のバス利用回数					②				
	単位:回					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	58,186	61,821	65,537	67,726	65,540					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		7,637	8,312	8,702	8,747	8,743
		協議会負担						
		その他						
	収入合計		7,637	8,312	8,702	8,747	8,743	
	市補助率(%)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	支出合計		7,637	8,312	8,702	8,747	8,743	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源		7,637	8,312	8,702	8,747	8,743	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
				1,502	1,535	1,551	1,567	1,615
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		9,139	9,847	10,253	10,314	10,358	
受益対象者数			3,250	3,398	3,644	3,832	4,023	
補助金単位コスト(単位:円)			2,812	2,898	2,814	2,692	2,575	
適格性	共通事項 団体の運営、 会計処理等		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
			◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
			◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
			◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			交付先が株式会社であり、法に基づき適切に会計処理されている。繰越金は発生していない。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
2 3 4 5	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◇ 上記以外	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
	2公益性	◇ 上記以外	□ 合致しない
		(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
	3必要性	一般乗合旅客自動車運送事業において、身体障害・知的障害・精神障害の3障害共通の運賃割引を実施するために補助金を交付しており、公益性が高い。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
	4効果	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		事業者による自主的割引が困難であることから、身体障害・知的障害・精神障害の3障害共通の運賃割引を実施するために、この補助金が必要である。	■ 必要性が高い
5その他			□ 必要性が高いとは言えない
		(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
5その他		精神障害者保健福祉手帳所持者のバス利用回数は、概ね増加傾向で推移しており、交通費負担を軽減することによって、精神障害者の社会参加及び社会復帰の促進を図ることができたと考えられる。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5その他		「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		(3)補助率の参考基準:精神障害者が、身体障害者及び知的障害者と同様に正規運賃の半額で乗車できるように補助額を定めているため、補助金交付基準とは合致しない。 (4)見直し期間:事業者による自主的割引が困難な現状から、障害者全体の利用促進に向けた環境整備支援として補助しており、事業者が自主的割引を行える状況が整った段階で、見直しを検討することとしているため、終期は設定していない。	

4令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	障害者バス利用環境整備支援補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	精神障害者が身体及び知的障害者と同様にバスを半額にできるよう配慮が必要であるが、バス事業者に対して、3障害共通の取扱いを実施するよう引き続き要請する。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	事業者が自主的割引を行える状況が整い次第、見直しを検討することとしているが、事業者の経営環境が年々厳しくなり見直し時期を見通せない。
解決に向けた取組	引き続き事業者に対し、自主的割引を実施するよう要請を続ける。

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	精神障害者の社会参加及び社会復帰の促進を図るため、自主的割引を実施するよう要請を続けながら継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.74】

補 助 金 名 称	つつじの里等整備費償還補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	H27		終期	R17
予 算 事 業 名	つつじの里等整備費償還補助金					(事業コード)		031322		
所 管 部 署	福祉保険 部		障害福祉 課			障害事業 係		電話番号	内線5264	
交付先(団体、個人等)	社会福祉法人 北海道療育園									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		つつじの里(旧旭川市つつじ学園)の改善整備、つつじグループホームの創設を行った社会福祉法人北海道療育園							
	(意図) どういう状態にしたい		市から移譲したつつじの里(旧旭川市つつじ学園)の改善整備、つつじグループホームの創設について、社会福祉法人北海道療育園が借り入れた資金の償還に対し補助金を交付することで、つつじの里の安定した運営に寄与する。							
対象事業等の内容	つつじの里(旧旭川市つつじ学園)の改善整備、つつじグループホームの創設について、社会福祉法人北海道療育園が借り入れた資金の償還に対し補助金を交付する。									
積算方法	補助対象経費は、補助事業者が対象事業を行うために金融機関等から借り入れた資金の償還に係る元金及び利息額とする。ただし、償還遅延に係る遅延利息と「旭川市つつじ学園の移譲等に関する協定書」において、助成対象となっていない事項に係る元金及び利息は対象としない。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助件数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1	1	1	1	1					
成果指標と過去5年間の実績	① 利用定員数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	85	85	85	85	85					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		93,094	92,345	91,796	90,846	91,697
		協議会負担						
		その他		5,003	5,003	4,828	5,003	3,402
	収入合計		98,097	97,348	96,624	95,849	95,099	
	市補助率(%)		94.9%	94.9%	95.0%	94.8%	96.4%	
	支出合計		98,097	97,348	96,624	95,849	95,099	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源		93,094	92,345	91,796	90,846	91,697	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
			金額	751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		93,845	93,112	92,572	91,629	92,505	
受益対象者数		85	85	85	85	85		
補助金単位コスト(単位:円)		1,104,059	1,095,435	1,089,082	1,077,988	1,088,294		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			市から移譲したつつじの里(旧旭川市つつじ学園)の改善整備、つつじグループホームの創設について、協定書に基づき整備がなされており、要綱に基づき支出されている。繰越金は発生していない。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
			■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
			□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	市が運営していた旧旭川市つつじ学園の運営を移譲したことに伴う、事業継続に必要な施設整備に係る事業である。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	旧旭川市つつじ学園の運営を移譲したことに伴う補助事業であり、協定書に基づき実施されている。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	この補助金によって施設整備(定員85人)がなされたことにより、旧旭川市つつじ学園の利用者が継続して入居可能となった。また、通所を行っていた者が入居を希望する際の受け皿となった。		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	(3)補助率の参考基準:市の事業の移譲に伴い締結した協定書に基づき補助を行っているため。		
	(4)見直し期間:補助事業者が行う対象経費の償還に合わせて、年度ごとに分割交付を行っているため、4年ごとの見直しはそぐわない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	つつじの里等整備費償還補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	市の事業の移譲に伴い締結した協定書に基づき行う補助であり継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.75】

補 助 金 名 称	視覚障害者情報提供施設運営費補助金												
補 助 金 の 性 格	団体への運営費補助						始期	H12		終期	-		
予 算 事 業 名	視覚障害者情報提供推進費						(事業コード)		03-13-24				
所 管 部 署	福祉保険 部		障害福祉 課			障害事業 係		電話番号	内線5331				
交付先(団体、個人等)	社会福祉法人旭川光風会												
交付目的	(対象) 誰、何に対して		視覚障害者										
	(意図) どういう状態にしたい		視覚障害者に情報提供を行っている点字図書館の運営費を助成し、視覚障害者の利用促進及び福祉の増進を図る。										
対象事業等の内容	身体障害者福祉法の規定に基づき設置する点字図書館の運営に要する人件費, 事務費等を補助する。												
積算方法	専任職員数、施設の所在地、施設の機能により決定する。												
事業量指標と過去5年間の実績	① 点字図書館蔵書数					単位:冊		② 点字図書館蔵書貸出件数					単位:冊
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06			
	11,848	11,527	11,750	11,942	12,142	12,123	11,553	9,981	8,969	8,173			
成果指標と過去5年間の実績	① 利用者数					単位:人		②					単位:
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06			
	459	421	461	407	425								

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		32,519	32,729	33,977	36,729	34,009
		協議会負担						
		その他		791	837	803	763	771
	収入合計		33,310	33,566	34,780	37,492	34,780	
	市補助率(%)		97.6%	97.5%	97.7%	98.0%	97.8%	
	支出合計		33,310	33,566	34,780	37,492	34,780	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源		16,260	16,365	16,989	18,364	17,004	
	特定財源		16,259	16,364	16,988	18,365	17,005	
	人件費	正職員	人工	0.2	0.2	0.2	0.2	
			金額	1,502	1,535	1,551	1,567	1,615
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		34,021	34,264	35,528	38,296	35,624	
受益対象者数			421	461	407	425	425	
補助金単位コスト(単位:円)			80,810	74,325	87,292	90,108	83,821	
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
				交付先は外部による会計監査を受ける等、適正に処理されている。事業の報告書を審査した結果、事業内容等と補助目的との整合性はとれている。繰越金は発生していない。				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		身体障害者福祉法に基づき設置する点字図書館の運営に関する補助金であり、公益性が高い。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		身体障害者福祉法に基づき設置する点字図書館の運営に関する補助金であり、視覚障害者へ情報提供し、社会参加を支援するために必要性が高い。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		本補助金で点字図書館の運営費の9割強が賄われている。本市の視覚障害者約1,000人(手帳交付者数)のうち例年400人以上に利用されており、視覚障害者の福祉の増進が図られていると言え、効果が高い。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		(2)受益者負担:視覚障害者の社会参加及び文化的生活の維持に必要不可欠な公的サービスであり、受益者に負担を求めることは適切ではない。	
		(3)補助率の参考基準:補助額は身体障害者保護費国庫負担金交付要綱で定める基準額と同額としているため、補助金交付基準とは合致しない。	
		(4)見直し期間:身体障害者福祉法に基づき設置する点字図書館の運営に関する補助金であり、終期を設定することは適切ではない。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	視覚障害者情報提供施設運営費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	視覚障がい者の社会参加を推進するために必要不可欠な施設であり、補助金がなければ事業継続が不可能であるため継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.76】

補 助 金 名 称	つつじの里職員配置支援補助金										
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助						始期	R1		終期	R17
予 算 事 業 名	つつじの里等運営支援費						(事業コード)		031327		
所 管 部 署	福祉保険 部		障害福祉 課		障害事業 係		電話番号		内線5264		
交付先(団体、個人等)	社会福祉法人 北海道療育園										
交付目的	(対象) 誰、何に対して		社会福祉法人北海道療育園の運営する障害者支援施設 つつじの里								
	(意図) どういう状態にしたい		入所者の高齢化に対応した支援体制の整備を行う								
対象事業等の内容	つつじの里の入所者の高齢化に対応した支援体制整備のため、本市指定基準条例に定める人員配置を超えて看護師等を配置した場合に、当該人件費の補助を実施する。										
積算方法	つつじの里における入所者へのサービスを提供するに当たり、旭川市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第5条に規定する従業者及び員数を超える職員を配置した場合の看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。)及び理学療法士又は作業療法士に係る費用(給与・手当・社会保険料等)の合算額										
事業量指標と過去5年間の実績	① 配置基準を超える理学療法士又は作業療法士の配置人数 単位:人					② 単位:					
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06	
	1	1	1	1	1						
成果指標と過去5年間の実績	① リハビリテーション計画策定人数 単位:人					② 単位:					
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06	
	56	59	57	59	57						

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		3,467	3,573	3,681	3,852	4,021
		協議会負担						
		その他		2,871	2,818	2,871	2,807	2,936
	収入合計		6,338	6,391	6,552	6,659	6,957	
	市補助率(%)		54.7%	55.9%	56.2%	57.8%	57.8%	
	支出合計		6,338	6,391	6,552	6,659	6,957	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源		3,467	3,573	3,681	3,852	4,021	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
				751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		4,218	4,340	4,457	4,635	4,829	
受益対象者数		59	57	59	57	58		
補助金単位コスト(単位:円)		71,492	76,140	75,542	81,316	83,259		
適格性	共通事項 団体の運営、 会計処理等		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
			◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
			◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
			◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			要綱に基づき申請を受け付け、補助目的と整合性はとれている。繰越金は発生していない。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価	
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する	
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外		
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する	
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない	
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する	
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定		
		◆ 上記以外	■ 合致しない	
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する	
		◇ 個人 1/3以内		
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内		
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない	
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満) ■ 有(4年以上) □ 継続4年未満	
		◆ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
		◇ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する		
	◇ 上記以外	□ 合致しない		
(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)		
	◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施			
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	■ 概ね合致する		
	◇ 上記以外	□ 合致しない		
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する) 旧旭川市つつじ学園の社会福祉法人北海道療育園への移譲に当たって締結した協定に伴い実施する事業である。		(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
	3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する) 旧旭川市つつじ学園の社会福祉法人北海道療育園への移譲に当たって締結した協定に基づき行われた経過があり、本事業はつつじの里の円滑な運営に必要な職員の配置及び資質向上を図るためのもので必要性が高い。		(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
		4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する) 本補助金により配置基準を超えるリハビリ職員1人が配置されたことにより、施設の高齢障害者59人に対して、医療・リハビリ体制の充実が図られ、より高度な専門的知識を有する適切な支援がなされるようになった。	
5 その他			「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。 (2)受益者負担:受益者はサービスの提供を受けるに当たり、「障害福祉サービス支給による利用者負担」を行っており、本事業において更なる受益者負担を求めることがないため。 (3)補助率の参考基準:本事業が旧旭川市つつじ学園の社会福祉法人北海道療育園への移譲に当たって締結した協定に基づき実施していることを考慮すると、補助率を設定することはないため。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	つつじの里職員配置支援補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	市の事業の移譲に伴い締結した協定書に基づき行う補助であり継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.77】

補 助 金 名 称	旭川市障害福祉分野のICT導入モデル事業費補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	R2		終期	-
予 算 事 業 名	障害福祉サービス等ICT活用推進費					(事業コード)		031334		
所 管 部 署	福祉保険 部		障害福祉 課		障害事業 係		電話番号	内線5332		
交付先(団体、個人等)	市内障害福祉サービス事業者等									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川市内にある、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は児童福祉法に規定する障害福祉サービス事業等を行う者							
	(意図) どういう状態にしたい		ICT機器の導入により業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進する。							
対象事業等の内容	ICT導入経費を補助する。(タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみの場合は対象外)、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、セキュリティ対策に係る経費。ただし、通信費は含まず、1会計年度中に係る経費に限る。)									
積算方法	予算額を上限として、要綱で定める補助対象経費から、市補助金以外の収入を差し引いた金額に4分の3を乗じた額									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②				
	単位:か所					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	49	17	1	16	4					
成果指標と過去5年間の実績	① 1か月当たりの業務短縮時間					② 1か月当たりのA4用紙削減頁数				
	単位:時間					単位:枚				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	2,527	620	209	491	1,328	987	300	17	20	0

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		7,540	280	8,490	1,585	
		自己負担		93	94	3,066	531	
		その他						
	収入合計		7,633	374	11,556	2,116		
	市補助率(%)		98.8%	74.9%	73.5%	74.9%		
	支出合計		7,633	374	11,556	2,116		
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		0	0	0	0			
市負担額	一般財源		277	138	2,830	529		
	特定財源		7,263	142	5,660	1,056		
	人件費	正職員	人工	0.2	0.2	0.2	0.2	
			金額	1,502	1,535	1,551	1,567	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費		242		207			
	合計		9,284	1,815	10,248	3,152		
受益対象者数		17	1	16	4			
補助金単位コスト(単位:円)		546,118	1,815,000	640,500	788,000			
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
		◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である						
		要綱に基づき申請を受け付け、補助目的と整合性はとれている。繰越金は発生していない。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 有(4年以上)	
◆ 終期末設定で、補助継続4年以上		□ 継続4年未満	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
	◇ 上記以外	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
	◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施		
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。		
	◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
2 公益性	◇ 上記以外		
	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	業務のICT化により作業時間が短縮されたことで、他業務に時間を割くことができることから、支援の質が向上し、障害者等の福祉が向上し、公益性が高いものである。		■ 公益性が高い
3 必要性			□ 公益性が高いとは言えない
	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	業務の効率化が図られることにより、障害福祉サービス等の向上にもつながることから必要性が高い。		■ 必要性が高い
4 効果			□ 必要性が高いとは言えない
	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	業務時間の短縮及び用紙の削減が進められている。また、これらにより経費の削減や時間の有効活用によるサービスの向上が期待される。		■ 効果が高い
5 その他			□ 効果が高いとは言えない
	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
(3)補助率の参考基準:国庫補助事業の実施要綱に基づき補助を行うため			

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市障害福祉分野のICT導入モデル事業費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
終了	新型コロナウイルス感染症対策として、国庫補助金及び地方創生臨時交付金を活用して実施してきた事業であり、当該国庫補助が延長されない限り終了とする。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	前回評価時から国庫補助事業の目的が変わっており、現在の国庫補助金が継続された場合、国補助事業を活用し障害福祉サービス事業等を行う者が、ICT機器の導入により業務効率化及び職員の業務負担軽減をが図られるため継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.78】

補 助 金 名 称	旭川市障害福祉分野のロボット等導入支援事業費補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	R2		終期	-
予 算 事 業 名	障害福祉サービス等ICT活用推進事業					(事業コード)		031334		
所 管 部 署	福祉保険 部		障害福祉 課		障害事業 係		電話番号	内線5331		
交付先(団体、個人等)	市内障害者支援施設等事業者									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川市内にある、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援の事業を行う者又は児童福祉法に規定する障害児入所施設の事業を行う者							
	(意図) どういう状態にしたい		障害福祉分野において介護ロボットを普及することにより、介護職員の身体的負担を軽減し、働きやすい職場環境の整備を図る。							
対象事業等の内容	事業者におけるロボット等の導入に必要な備品購入費、使用料及び賃借料、役務費について補助する。ロボットの種類については、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援、入浴支援に係るもの。									
積算方法	予算額を上限として、要綱で定める補助対象経費から、市補助金以外の収入を差し引いた金額に4分の3を乗じた額									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②				
	単位: か所					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	3	16	2	6	1					
成果指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②				
	単位: か所					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	3	16	2	6	1					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		15,225	2,814	3,624	1,277	
		事業者負担		243	421	1,211	602	
		その他						
	収入合計		15,468	3,235	4,835	1,879		
	市補助率(%)		98.4%	87.0%	75.0%	68.0%		
	支出合計		15,468	3,235	4,835	1,879		
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		0	0	0	0			
市負担額	一般財源		2,137	938	1,208	426		
	特定財源		13,088	1,876	2,416	851		
	人件費	正職員	人工	0.2	0.2	0.2	0.2	
			金額	1,502	1,535	1,551	1,567	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		16,727	4,349	5,175	2,844		
	受益対象者数		16	2	6	1		
補助金単位コスト(単位:円)		1,045,438	2,174,500	862,500	2,844,000			
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
		◇ 上記以外	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	□ 合致しない
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		介護職員の身体的負担を軽減することによって、働きやすい職場環境を整備し、安定した障害サービスを提供することにつながるため、公益性が高い。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		介護職員については人手が不足しており、身体的な負担を軽減することは、離職を防止することができる。また、ロボットを有効活用することにより少ない人工で対応することが可能となる。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		移乗介護、排泄支援ロボットの導入により、介助者の身体的負担の軽減が図られる。また、見守り・コミュニケーションロボットの導入により、夜間等の見守りの介助の業務時間の削除が図られることから、サービスの向上が期待される。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		(2)受益者負担及び(3)補助率の参考基準：国庫補助事業の実施要綱に基づき補助を行うため。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
終了	新型コロナウイルス感染症対策として、国庫補助金及び地方創生臨時交付金を活用して実施してきた事業であり、当該国庫補助が延長されない限り終了とする。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	前回評価時から国庫補助事業の目的が変わっており、事業者の従事者の身体的・精神的負担を軽減することによりサービスの向上及び人材確保に繋がるほか、事業所への調査においても当該補助のニーズが確認されているため、本補助金に係る国庫補助が継続される間は継続とする。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.79】

補 助 金 名 称	旭川市障害福祉サービス等継続支援事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	R2		終期	R6
予 算 事 業 名	障害福祉サービス等継続支援費					(事業コード)		031336		
所 管 部 署	福祉保険 部		障害福祉 課		障害サービス 係		電話番号	内線5262		
交 付 先 (団 体 、 個 人 等)	市内障害福祉サービス等事業者、市内障害児通所支援等事業者									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川市内に事業所を有し、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める福祉サービスを提供中の事業者							
	(意図) どういう状態にしたい		障害福祉サービス事業所等において利用者又は職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合等のかかり増し経費を助成することで、サービス継続を支援する。							
対象事業等の内容	新型コロナウイルス感染症対応に要した、かかり増し経費を助成する(サービス種別に応じた上限額あり。)									
積算方法	予算額を上限として、要綱で定める補助対象経費から市補助金以外の収入を差し引いた額と基準単価のいずれか少ない額(1,000円未満切捨て)。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助事業者数					②				
	単位:か所					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	4	11	37	16	7					
成果指標と過去5年間の実績	① 補助事業者数					②				
	単位:か所					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	4	11	37	16	7					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		10,760	82,236	68,772	2,117	
		事業者負担		6	16	25	3	
		その他						
	収入合計		10,766	82,252	68,797	2,120		
	市補助率(%)		99.9%	100.0%	100.0%	99.9%		
	支出合計		10,766	82,252	68,797	2,120		
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0	0	0		
市負担額	一般財源					706		
	特定財源		10,760	82,236	68,772	1,411		
	人件費	正職員	人工	0.2	0.2	0.2	0.1	
			金額	1,502	1,535	1,551	783	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費			24				
	合計		12,262	83,795	70,323	2,900		
受益対象者数			11	37	16	7		
補助金単位コスト(単位:円)			1,114,727	2,264,730	4,395,188	414,286		
適格性	共通事項 団体の運営、 会計処理等		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
			◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
			◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
			◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			要綱に基づき申請を受け付け、補助目的と整合性はとれている。繰越金は発生していない。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
			■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
		◇ 上記以外	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	□ 合致しない
		◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		新型コロナウイルス感染症により、人員が不足するなどサービス継続が困難となる状況を回避することにつながるため、公益性が高い。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		新型コロナウイルス感染症により、代替職員が必要になる、感染防止対策のために必要な物品等を購入するなど当初想定されていない、かかり増し経費が生じており、支援が必要と認められる状況である。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		かかり増し経費の助成によって、必要な障害福祉サービス等の継続や早期の再開に寄与した。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		(2)受益者負担及び(3)補助率の参考基準:国庫補助事業の実施要綱に基づき、新型コロナウイルス感染症対策として緊急に事業者を支援するため。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市障害福祉サービス等継続支援事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
終了	新型コロナウイルス感染症対策として、国庫補助金及び地方創生臨時交付金を活用して実施してきた事業であり、当該国庫補助金が延長されない限り終了とする。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和6年度	国庫補助事業の継続に伴い、令和6年度まで本事業を実施した。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	終了	—
外部評価	—	—
2次評価	終了	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要 【No.80】

補 助 金 名 称	旭川市子ども安全安心対策事業費補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	R4		終期	-
予 算 事 業 名	障害児安心安全対策補助金					(事業コード)		031345		
所 管 部 署	福祉保険 部		障害福祉 課		障害事業 係		電話番号	内線5332		
交付先(団体、個人等)	市内児童発達支援センター・市内児童発達支援事業所・市内放課後等デイサービス事業所									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		児童発達支援センター・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所							
	(意図) どういう状態にしたい		送迎用バスへの安全装置の設置等、ICTを活用した子どもの見守りサービス等の機器等の導入、登降園管理システムの導入することで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図る。							
対象事業等の内容	障害児通所事業所において、①送迎用バスへの安全装置の設置 ②ICTを活用した子どもの見守りサービス等機器の導入 ③登校園管理システムの導入に係る費用を事業者に対して補助する。									
積算方法	①送迎用車両1台当たり175千円を上限として、要綱で定める補助対象経費から、市補助金以外の収入を差し引いた額 ②、③予算額を上限として、要綱で定める補助対象経費から、市補助金以外の収入を差し引いた金額に5分の4を乗じた額									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②				
	単位:か所					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
			7	67	1					
成果指標と過去5年間の実績	① 導入機器数					②				
	単位:台					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
			17	160	1					

2 収支状況等 単位:千円

			令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越					
		市補助金			2,975	25,869	560
		自己負担				199	363
		その他					
	収入合計			2,975	26,068	923	
	市補助率(%)			100.0%	99.2%	60.7%	
	支出合計			2,975	26,068	923	
	うち食糧費、交際費						
	次年度繰越			0	0	0	
市負担額	一般財源				0	140	
	特定財源			2,975	25,869	420	
	人件費	正職員	人工金額	0.2	0.2	0.2	
				1,535	1,551	1,567	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員					
	その他事務費						
	合計			4,510	27,420	2,127	
受益対象者数				7	67	1	
補助金単位コスト(単位:円)				644,286	409,254	2,127,000	
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
			要綱に基づき申請を受け付け、補助目的と整合性はとれている。繰越金は発生していない。				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
2 公益性	(4)見直し期間(終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
			□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
			□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
3 必要性	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 概ね合致する
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	
4 効果	(6)支出を証する書類の添付	◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
5 その他	(6)支出を証する書類の添付	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		障害児通所支援を利用する障害児の安全を確保(送迎バス、見守り、登校園管理)し、支援員・保護者の負担を軽減しようとするものであることから、公益性が高い。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
6 全体的評価	(6)支出を証する書類の添付	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		送迎バスに関する事故防止システムの設置はR6.4から義務化されている。また、見守り、登校園管理についても、安全確保のほか、業務の効率化によるサービスの質の向上が見込まれることから必要である。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
7 結果	(6)支出を証する書類の添付	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		障害児通所支援を利用する障害児の事故防止につながっている。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
8 課題	(6)支出を証する書類の添付	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		(2)受益者負担及び(3)補助率の参考基準:国庫補助事業の実施要綱に基づき補助を行うため。	

4令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	国庫補助金が継続された場合、国庫補助事業を活用し障害児通所事業所等が子どもの安全を守るための万全の対策を講じることができ、保護者の不安解消を図られることから継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要 【No.81】

補 助 金 名 称	生活安心応援給付金									
補 助 金 の 性 格	個人等への補助					始期	R6		終期	R7
予 算 事 業 名	生活安心応援給付金支給費					(事業コード)		031414		
所 管 部 署	福祉保険 部		生活支援 課			給付金担当 係		電話番号	内線 2660,2661	
交付先(団体、個人等)	令和6年12月13日において旭川市に住民登録がある者で、令和6年度分住民税が均等割のみ課税されている者のみで構成されている世帯又は均等割のみ課税されている者とは非課税の者で構成されている世帯									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		令和6年12月13日において旭川市に住民登録がある世帯で、令和6年度分住民税が均等割のみ課税されている者のみで構成されている世帯又は均等割のみ課税されている者とは非課税の者で構成されている世帯							
	(意図) どういう状態にしたい		国が実施する物価高騰対策における住民税非課税世帯に対する給付金の対象とならない住民税均等割のみ課税世帯の経済的負担軽減							
対象事業等の内容	1世帯当たり1万円の支給									
積算方法	1世帯当たり1万円									
事業量指標と過去5年間の実績	① 支給世帯					②				
	単位:世帯					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					5,565					
成果指標と過去5年間の実績	① 支給額					②				
	単位:千円					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					55,650					

2 収支状況等 単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金					55,650	14,340
		協議会負担						
		その他						
	収入合計					55,650	14,340	
	市補助率(%)					100.0%	100.0%	
	支出合計					55,650	14,340	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越					0	0		
市負担額	一般財源						7,170	
	特定財源					55,650	7,170	
	人件費	正職員	人工金額				5.0	5.0
							39,165	40,380
		臨時・嘱託／会計年度任用職員					0	0
	その他事務費					4,868	19,241	
	合計					99,683	73,961	
	受益対象者数					5,565	14,340	
補助金単位コスト(単位:円)					17,912	5,158		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			生活安心応援給付金支給について、要綱に基づき適正に執行している。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	■ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◇ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程 (支出根拠)	◇ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 合致する
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	物価高騰の影響を受けた低所得世帯を支援することで、本市経済の回復につなげようとするものであることから、公益性が高い。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	国が実施する住民税非課税世帯に対する給付金の対象とならない住民税均等割のみ課税世帯の経済的負担軽減のため、必要性が高かった。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	物価高騰の影響を受けた5,565世帯の低所得世帯を支援することで、経済活動回復の下支えに寄与した。		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(2)、(3)、(5)、(6) 物価高騰対策として緊急に支援が必要な低所得世帯のうち、国が実施する住民税非課税世帯に対する給付金の対象とならない住民税均等割のみ課税世帯の経済的負担軽減のため、全額、国の臨時交付金の対象経費として実施したものであるため。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	終了	—
外部評価	—	—
2次評価	終了	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)